

京都市

生物多様性

プラン

(2021-2030)

(中間見直し案)

令和 3 年 3 月策定
令和 8 年 月一部改定



本プランは、生物多様性基本法第13条に基づく、本市域における「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）です。

京都のかけがえのない歴史や文化は、自然との共生により育まれ、これらを次世代に継承するとともに、本市が新たな価値を創造し発展し続けるまちであるためには、将来にわたり生物多様性の恵みを確保し、享受していく必要があります。そのためには、「生物多様性の保全と持続可能な利用」に向けた行動の促進と自然共生社会の実現に向けた変革が求められます。

のことから、本プランは、「生物多様性の保全と持続可能な利用」の具体的な方策を示し、あらゆる主体が行動できる指針となるよう策定しています。

市長挨拶

目 次

第1章 京都市における生物多様性の重要性と課題

1.1	生物多様性とは	3
1.2	生物多様性の重要性	6
1.3	京都市における生物多様性との関わり	8
1.4	京都市の自然環境の特徴	14
1.5	京都市の生物多様性の課題	16
1.6	京都市におけるこれまでの取組と課題	20
1.7	生物多様性をめぐる国内外の動向	23
1.8	課題解決に向けた視点	23

第2章 プランが目指すもの

2.1	プランが目指す方向性	26
2.2	他分野の関連計画との関係	27
2.3	計画期間	27
2.4	対象区域	27

第3章 2050年のあるべき姿

3.1	あるべき姿	30
3.2	達成すべきこと	30

第4章 2030年度までの目標と施策

4.1	目標	32
4.2	施策	33

第5章 推進体制と進行管理

5.1	府内における連携	46
5.2	生物多様性保全検討部会	46
5.3	各主体との連携	46
5.4	評価方法	47

第1章

京都市における 生物多様性の 重要性と課題



桂川

左京区広河原を源とし、京都盆地南西部を貫流し、淀川に注ぐ「桂川」。周辺には、森林や社寺、公園、住宅地、河川敷など、様々な自然環境が存在し、そこには多種多様な生きものが生息しています。

緑豊かな山々や、桂川をはじめとする清流の恵みを受けながら、鮮やかに季節が移ろう京都は、自然と共生する暮らしの中で多様な文化を形成してきました。

1.1 生物多様性とは



生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」をいいます。

生物多様性には、多様な生きものの「種の多様性」に加え、生きものがすむ「生態系の多様性」、形や模様など、生きものの多様な個性を生み出す「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性があります。

色々な「種」が集まって暮らしている環境のことを「生態系」といい、地球上に存在する全ての生きものは、大気、水、土壤なども含めて、それぞれ複雑に関係し合いながら、バランスを保ちつつ、生態系を構成しています。

生きものは、一つひとつに個性があり、相互に支え合って生きています。

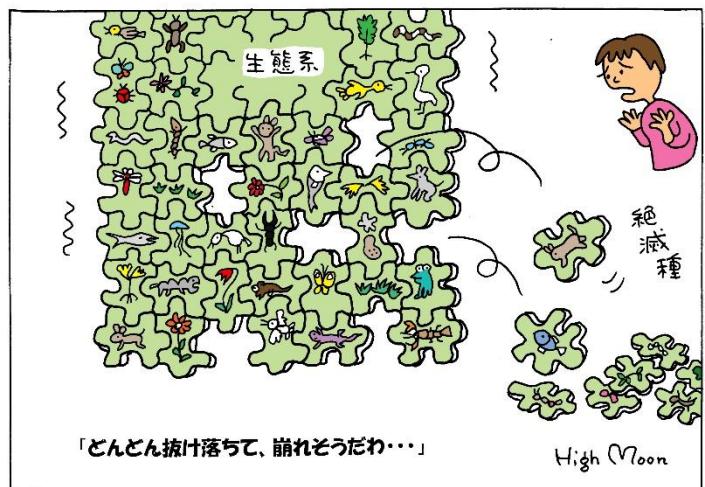
コラム 生態系のジグソーパズル

一つひとつの生きものは、構成員（パズルのピース）として、生態系（パズル全体）を支えており、**生きものが多様であればあるほど、生態系は安定します。**

逆に、一つの生きものが絶滅した（ピースが欠けた）だけでは、すぐに生態系は崩れませんが、欠けた部分とつながり合っていたピースは抜けやすくなり、**そのままピースが抜け落ち続けることで、生態系は崩れてしまいます。**

生態系が成り立つことで得られる恩恵（例えば、食料、水、空気、薬）により、生かされている私たちにとって、生態系の安定は非常に重要なことです。

だからこそ、生きものたちの豊かな個性とのつながりを守る「生物多様性の保全」が必要であり、そのために行動していくことが、今、求められています。



出典：ハイムーン工房のホームページ

花脊の三本杉

日本一背が高い木は、実は左京区の花脊にあります。

人知れず植物が光合成し、土壤が形成され、雨水が循環しているおかげで、私たち人間を含む生きものが生存できています。【基盤サービス】



ニホンウナギ

京都の河川にはアユやニホンウナギなどが生息しており、昔から川魚料理として食されてきました。

私たちの生活に必要な米や野菜、魚、肉、住居に使用される木材などは、まさに自然の恵みです。【供給サービス】

ニホンミツバチなどの昆虫

昆虫は、花から花へと飛び回る際、体に付着させた花粉を運ぶことで、植物の受粉を手助けしています。

野菜や果物が安定して生産され、美味しく食べられるのは、実は昆虫のおかげなんです。【調整サービス】



鴨川

市街地を南北に貫流し、京都を代表する風景の一つである鴨川には、市民、観光客問わず多くの人が訪れます。

河川沿いの豊かな自然は、街中の喧騒から少し離れ、ほっとする空間を与えてくれますね。【文化サービス】



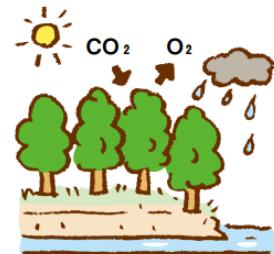
1.2 生物多様性の重要性

私たちの暮らしや事業活動は、生態系から受ける恵み（生態系サービス）によって支えられ成り立っています。

■基盤サービス

植物は、空気中の二酸化炭素を吸収し、動物や植物自身の生存に欠かせない酸素を作り出し、安定した気候を生み出しています。

また、安定した気候は、雲の生成や雨を通じて、水の循環をもたらします。



■供給サービス

米や野菜、魚、肉、住居に使用される木材、衣類に使用される絹や羊毛、綿、麻は、農林水産業を通じて、森里川海の生態系から得られる自然の恵みです。

また、健康を補助する医薬品や暮らしを豊かにする科学技術にも、生物の機能や形態が利用されています。



■調整サービス

森林が雨水を貯留し、水が少しずつ流れ出すことにより、洪水や土砂災害といった自然災害の発生が防止され、土壤の水質浄化機能により、安全で栄養豊かな水が供給されることで、私たちの暮らしの安心・安全は保たれています。

また、地球上の主要農作物の75%以上、花を付ける植物の約90%は、昆虫や鳥などが花粉を運ぶことで受粉を手助けされており、様々な生きもののつながりが保たれているからこそ、私たちは、安定した食料供給を受け、美しい花々が咲く景観を楽しむことができます。



■文化サービス

豊かな自然是、京都の文化や景観、ひいては観光の基盤を成すとともに、私たちに安らぎや癒しを与え、ハイキングや森林浴などを通じて、身体の健康にも寄与しています。



生物多様性は、人間にとって有用な価値を持つ資本であるばかりでなく、心の安らぎや健康、豊かな文化の根源ともなる、極めて重要なものです。

私たちが生存し、生態系サービスを将来にわたって享受していくためには、人間ににとって有用な価値を持つ種や希少種だけではなく、生態系全体を保全し、生態系の回復能力を超えない範囲で利用していくことが大切です。

コラム

どうして生物多様性の「保全」だけでなく 「持続可能な利用」が必要？



私たちの暮らしは、生態系サービスによって支えられ成り立っており、これらを将来にわたって利用し続けるためには、過剰な採取や乱獲、生きものの生息・生育地の消失等により、生物多様性が損なわれることがないよう保全していく必要があります。

一方、**生物資源^{※1}の利用が、生物多様性の保全につながっていることもあります。**長い歴史の中で、農林水産業をはじめとした様々な人間の働き掛けを通じて形成された里地里山は、森林、農地、草地、ため池等の様々な環境がモザイク状に繰り返し現れる場として維持されてきたことで、多様な生きもののすみかとなっており、生物多様性の保全上、非常に重要な場所です。

しかし、近年、森林資源の利用不足による森林の荒廃や自然との触れ合いの機会の減少など、人による自然の利用や手入れ等の働き掛けが減ったことで、生きものの生息・生育地としての質の低下が進んでいます。

生物多様性を保全するためには、**生物資源の「使いすぎ」、「使わなさすぎ」を防ぎ、生物多様性を持続可能な形で利用することが必要です。**本市のように、**生物資源の消費地である都市においては、特に「生物多様性の持続可能な利用」^{※2}の視点が重要です。**

※1 食料、衣料、木材、薬品など、人間の生活に必要な資源として利用される生物のこと

※2 現在及び将来の世代が生物多様性の恵みを享受するとともに、人類の存続の基盤である生物多様性が将来にわたって維持されるよう、生物多様性の構成要素及び生物多様性の恵みの長期的な減少をもたらさない方法で、生物多様性の構成要素を利用すること

1.3 京都市における生物多様性との関わり

■食文化

本市は、消費地の都市部と生産地の農村部が近接し、食を通じた循環を作り出すことで、「京野菜」をはじめ、野菜を中心とした食文化が育まれてきました。河川に生息しているアユやウナギなどの川魚も、京料理に欠かせない存在です。



京野菜



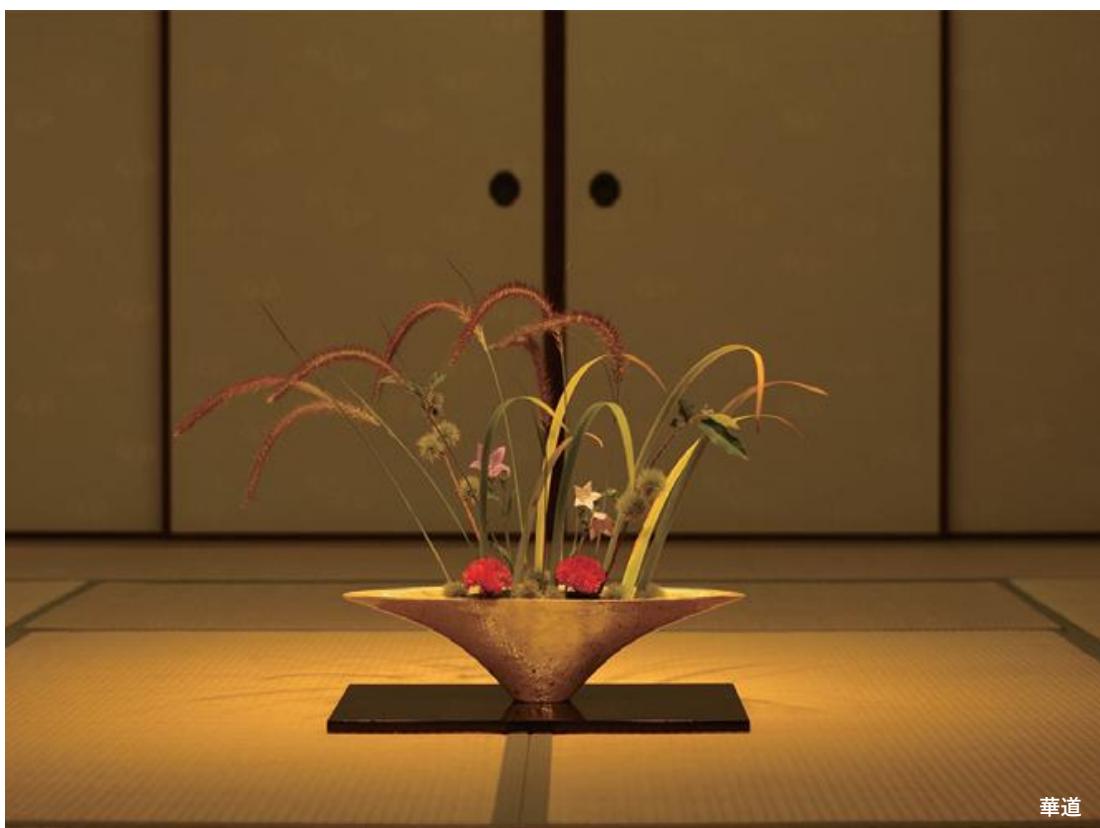
京料理

■茶道・華道

茶の湯や生け花は、漆器や陶磁器、木竹工芸品等の生産と相まって、二十四節気をはじめとした季節感やおもてなしの心といった精神文化を、暮らしの中に浸透させていきました。茶道・華道の道具や装飾品、着物の文様なども自然に由来しています。



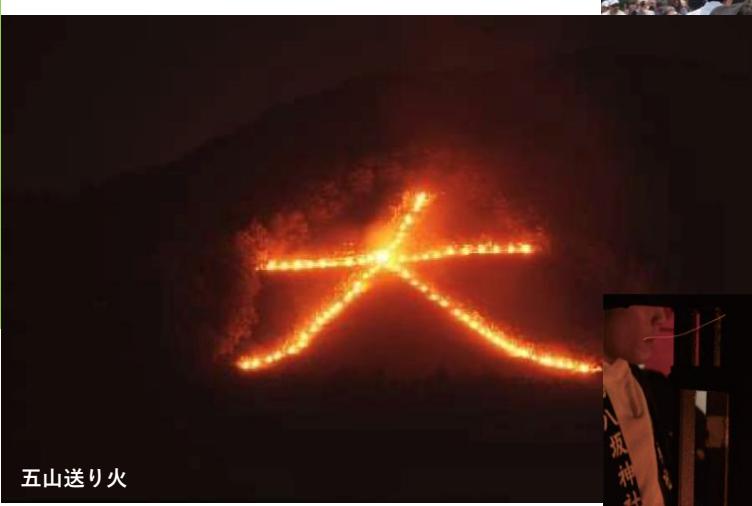
茶道



華道

■祭事・伝統文化

京都三大祭の一つである祇園祭では、厄除けとして授与される粽にチマキザサが使用されています。葵祭では、神と人を結ぶ神聖な植物として、行列の装束や牛車の装飾などにフタバアオイやカツラが使用されています。五山送り火の割木や松明などにアカマツが、無病息災を願う白朮詣りにオケラが、鞍馬の火祭の松明にコバノミツバツツジが使用されるなど、様々な祭事や伝統文化に植物が関わっています。



■景観

京都の山々は日本庭園の背景に取り入れる借景として利用されています。特に、東山や嵐山は景勝地として知られており、多くの観光客が訪れます。川沿いの風情は、癒しの空間としても、人の心に豊かさを与えています。



■社寺の緑

たたず

糺の森や醍醐寺の森をはじめ、市街地にある社寺の緑は、身近な自然との触れ合いの場となるばかりでなく、生きもののすみかとして、生物多様性保全に資するとともに、京都ならではの自然環境を形成する要素として、観光資源にもなっています。

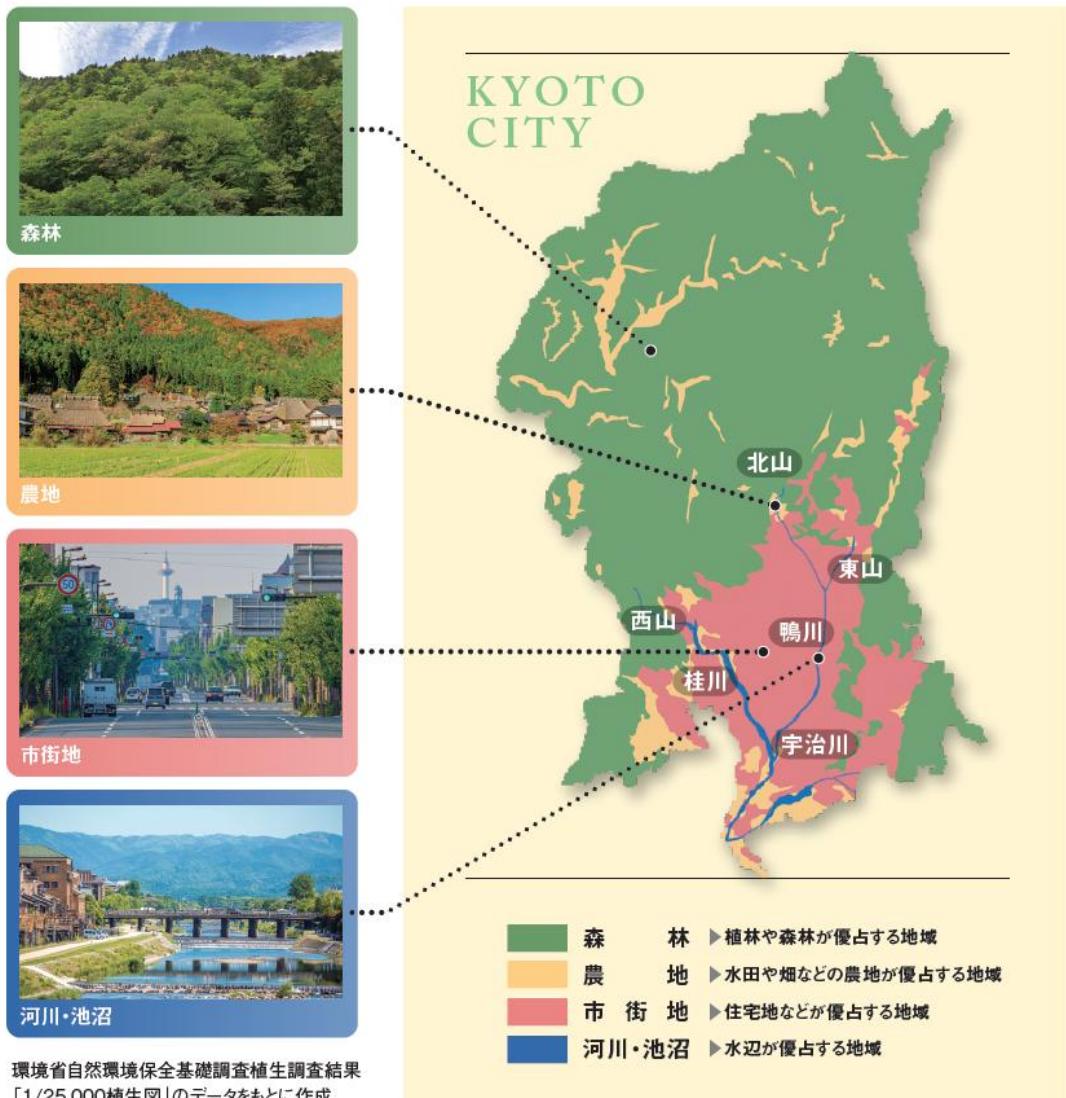


このように、京都の伝統、文化、産業、景観は、四季の変化に富んだ豊かな風土により育まれてきたものであり、**生物多様性は「京都らしさ」を支える基盤となっています。**

しかし、近年では、里地里山の手入れ不足などにより、かつて京都で当たり前に見られ、利用してきた生きものが減少し、生物資源をほかの地域からの供給に頼らざるを得ない例もあります。

京都において生物多様性が失われることは、同時に、京都が「京都らしさ」を失うことにもつながる由々しき問題でもあります。

1.4 京都市の自然環境の特徴



本市は、大阪平野に連なる盆地が南部に広がり、東山、北山、西山や鴨川、桂川、宇治川をはじめとする山々や河川が織りなす豊かな自然に恵まれています。

大都市でありながら、森林は市域の74%（約4分の3）を占め、ツキノワグマをはじめとした哺乳類が生息し、河川や池沼、琵琶湖疏水等の水路には、魚や水生昆虫などの生きものやそれを餌とする野鳥が生息しています。

また、地域によって気候風土が異なり、古くから多種多様な農産物が生産されてきました。特に京北地域、嵯峨野、大原、大原野、宕陰などでは、農業が盛んに行われ、美しい田園風景が広がっています。農地は、メダカやカエル、チョウなど様々な生きものにすみかを提供しており、それらを餌とする野鳥が飛来します。

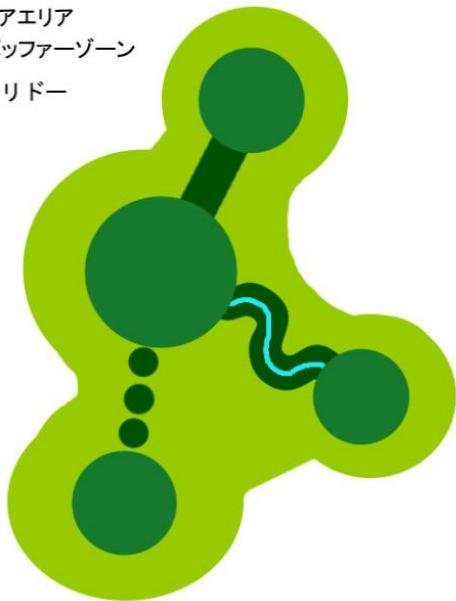
さらに、市街地の中に点在している社寺林や庭園、町家、民家の庭も、季節を通して野鳥や希少な在来植物等の生きもののすみかとして欠かせない場所です。

こうした自然環境が本市の生物多様性を支える礎となっています。

コラム エコロジカル・ネットワークの形成

凡例

- コアエリア
- パッファーゾーン
- コリドー



エコロジカルネットワークの模式図

出典：環境省ウェブサイト
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/econet/21-1/files/1.pdf>

生きものの生息・生育地は、孤立して存在しているわけではなく、お互いに関係し合ひながら生物多様性を支えています。

自然が多い場所では、生きものが比較的容易に行き交うことができますが、市街地に残された生息・生育地は点在し、生きものが行き来することが難しくなります。

例えば市街地では、町家の坪庭や住宅の庭の減少などによって、河川では、護岸改修や暗渠化の進行、堰堤の設置などによって、生きものの移動が阻害されてしまうことがあります。

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことをエコロジカル・ネットワークと呼び、その形成にあたっては核となる地域（コアエリア）と、外部との相互影響を軽減する緩衝地域（パッファーゾーン）を適切に配置、保全し、公園、街路樹、庭木等の緑地や魚道等の生態的な回廊でつなぎ、ネットワーク化することが重要です。

コラム 河川・流域連携の重要性



河川と流域の連携イメージ

出典：国土交通省ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000251.html)
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kankyo/gaiyou/panf/seitaikei_network_pointbook.pdf)

1.5 京都市の生物多様性の課題

平成26年に策定した京都市生物多様性プランに基づき、取組を進めてきた結果、市民の生物多様性に関する認知度が向上しつつあるなど、生態系等の保全や生物多様性の理解と普及を一定進めることができました。しかし、依然として次のような課題が残されており、市域における生物多様性を十分に保全・回復するには至っていません。

■ 「京都らしさ」を支える生物資源の減少



チマキザサ

祇園祭の厄除け粽やお菓子の麩まんじゅう、京料理の敷き笹などに使用されています。

左京区の花脊や八丁平等で群生していましたが、一斉開花・枯死とシカの食害等により激減しています。



アカマツ

五山送り火の割木や祇園祭の山鉾の真松として使用されています。

明るい環境を好みますが、人の手入れ不足により、光が届きにくい林が増えたため、育ちにくくなっています。



■里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

里地里山は、森林、農地、ため池、草原など、長い時間をかけて人々が自然と寄り添いながら作りあげてきた、様々な自然環境を有しています。

人間活動によって維持されていたからこそ、多様な生きものの生息・生育地となっており、人と野生生物の住む地域を隔てる緩衝帯（バッファーゾーン）としての役割もあります。



建築材等への森林資源の利用減少や林業の担い手不足に伴い、森林の荒廃が進み、生物の生息・生育環境としての質の低下や貯水機能の低下による土砂崩れの発生等が懸念されています。

農地の宅地化等に伴い、里地里山の生きものが減少するとともに、狩猟者の減少・高齢化等に伴い、シカの食害が増加することで、植生の急激な衰退等が問題となっています。



■多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の危機



京都御苑、宝が池公園、社寺の緑などのまとまった緑地や、鴨川、桂川、宇治川をはじめとする多くの河川があることで、市街地にも生きもののすみかとなる重要な自然が残されています。

全国で唯一、生物群集として天然記念物に指定されている深泥池や環境省の「重要里地里山」に選定されている大原野森林公园、

「重要湿地」に選定されている八丁平など、学術的にも価値が高い貴重な自然環境を有しています。



これらの生きものの生息・生育地では、緑地や水辺の消失・縮小・分断、シカの食害、外来生物の増加、気候変動等により、生態系のバランスを崩しかねない状況にあります。

■地球温暖化の進行による生態系への影響

世界的に地球温暖化は進行しており、猛暑や集中豪雨など、気候変動による被害が一層顕在化・深刻化しています。このままでは世界全体の平均気温は、工業化前レベル（1850年～1900年世界平均気温）と比べて、今世紀末までに約4°C上昇し、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすおそれがあるとされています。

地球温暖化が進むことで、地球上の多くの動植物の絶滅のリスクが高まる可能性が高いと予測されており、生物多様性保全の観点からも、地球温暖化の防止が求められます。



地球温暖化の影響によるコケの衰退

■プラスチックごみによる生態系への影響



プラスチックごみは、生きものが餌と間違えて飲み込んだり、体に引っ掛かって動けなくなるなど、生態系にも影響を与えています。

近年では、マイクロプラスチック※ごみが有害な化学物質を吸着し、生きものの体内に取り込まれること等により、生態系に影響を与えることも懸念されています。

※ 一般に5mm未満の微細なプラスチック類を指し、プラスチックごみが波や紫外線等の影響で細かくなることや、洗顔料や歯磨き粉へのスクラブ剤としての使用、合成繊維の衣料の洗濯等により環境中に排出されています。

1.6 京都市におけるこれまでの取組と課題

本市では、平成26年に策定した京都市生物多様性プランや令和3年に策定した京都市生物多様性プラン(2021-2030)に基づき、「自然共生社会」の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

進捗状況

■認知の促進に向けた取組



地域生きもの探偵団

活動団体等による取組内容を共有し、参加者同士が交流する活動交流会や、自然に関わる活動の紹介等を通じ、生物多様性の理解を深める「きょうと☆いきものフェス！」の開催など、交流の機会の場を創出しています。

また、市立小学校における自然観察会を支援する「地域生きもの探偵団」の推進や民間企業等との連携による環境学習の機会の創出など、市民・事業者等の認知を促進する取組を推進しています。

■行動変容の促進に向けた取組

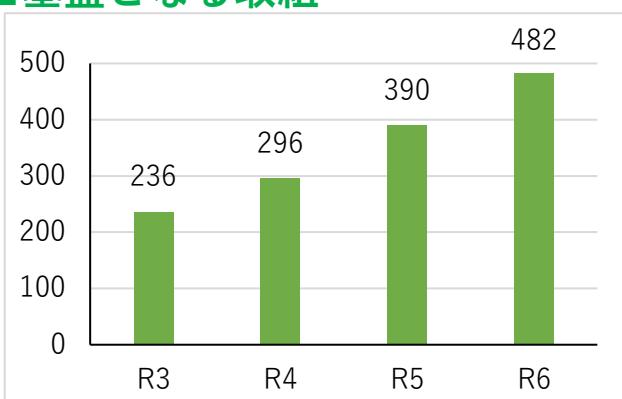


「きょうと生物多様性パートナーシップ協定」締結式

「きょうと生物多様性センター」における市民・事業者等へのコーディネート、活動団体や事業者等のネットワーク形成、

「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」を通じた活動団体の支援など、行動変容を促進する取組を推進しています。

■基盤となる取組



京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度
認定者数

京都らしさを支える生きものの保全、再生などに取り組む団体等を認定する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の推進や、花脊地域におけるチマキザサの再生、東山等における生物多様性豊かな森づくりなど、多様な主体と協働した森里街川の保全活動を推進しています。

保全活動を支援する体制整備や実践の機会の創出を支援し、「積極的に活動している人」の掘起こしや後押しが進み、「自然共生社会」の実現に向け、着実に進捗しました。

コラム きょうと生物多様性センター

京都市と京都府は、相互の連携を強化し、京都における生物多様性保全に向けた取組の一層の促進を図るため、「生物多様性保全の推進に関する包括連携協定」に基づき、令和5年4月に府市協働により「きょうと生物多様性センター」を設置しました。

同センターでは、京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や担い手育成、地域や企業の保全活動の支援等を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開しています。



企業向けセミナー



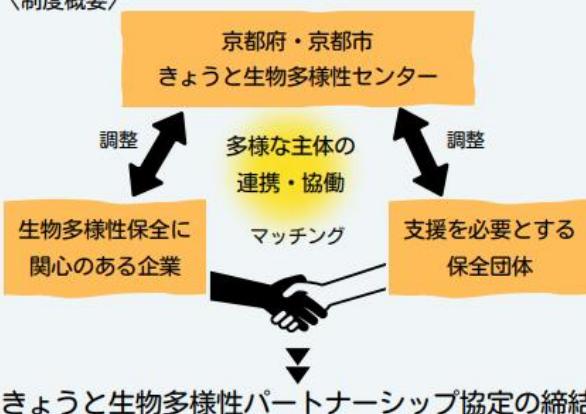
きょうと☆いきものフェス!

コラム きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度

京都市と京都府は、民間資金等を活用して、生物多様性の保全活動に取り組む団体を支援等するため、包括連携協定に基づき、令和5年9月に共同の制度「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」を創設しました。

本制度では、京都市と京都府が「きょうと生物多様性センター」を通じて、生物多様性保全に取り組みたい企業と保全団体をマッチングし、企業と保全団体、同センター、京都市と京都府が協定を締結し、協働で保全活動を推進しています。

〈制度概要〉

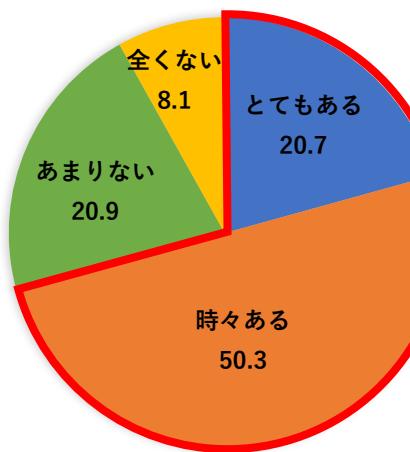


制度概要

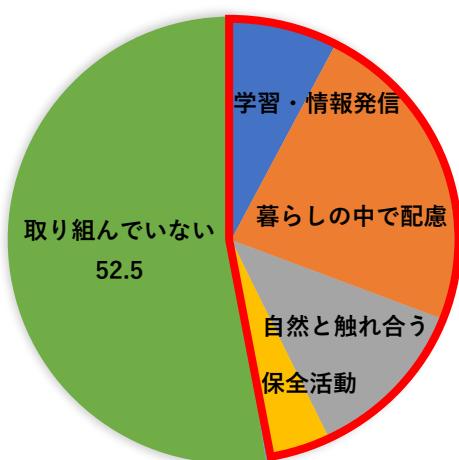


協定に基づく協働での保全活動（チマキザサ再生の取組）

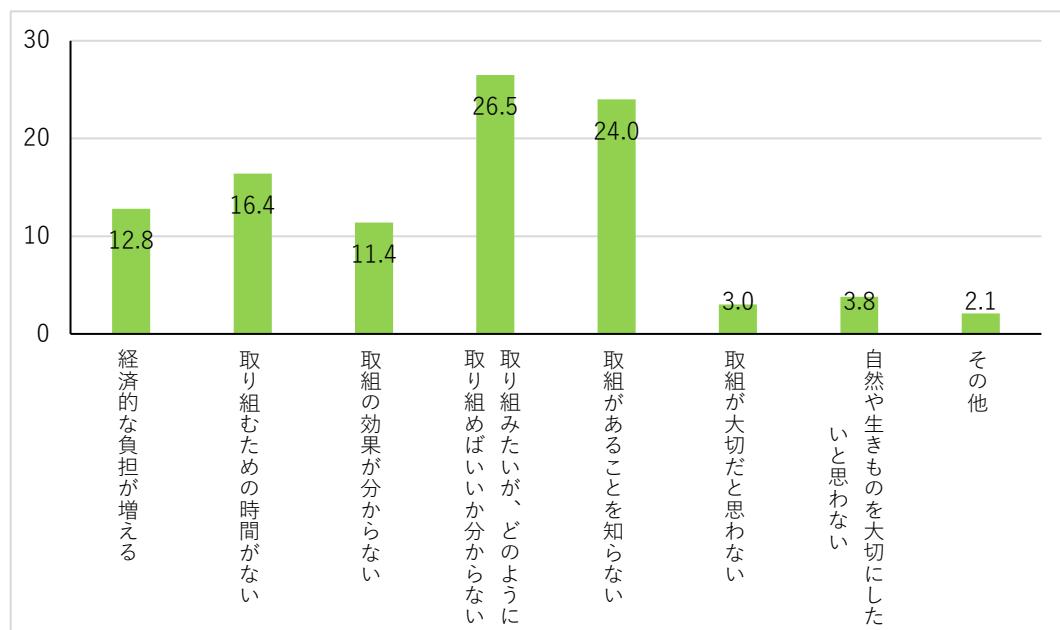
見えてきた課題



自然を感じる機会[%]



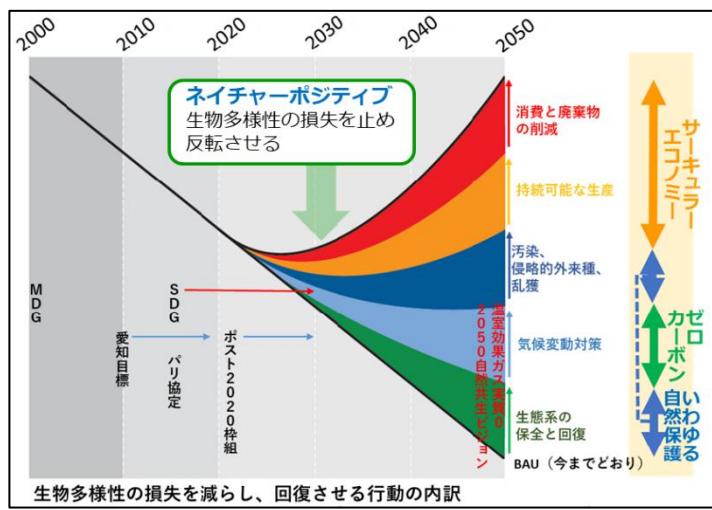
生物多様性を守るために取り組んでいること[%]



生物多様性を守るために取り組んでいない理由[%]

出典：令和6年度京都市環境基本計画市民アンケート調査

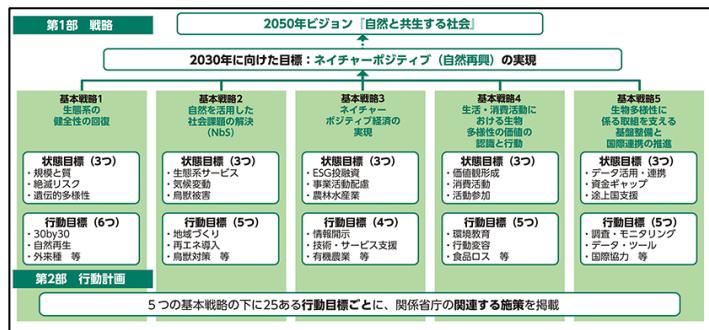
1.7 生物多様性をめぐる国内外の動向



地球規模生物多様性概況第5版 G B O 5（生物多様性条約事務局2020年9月）

ネイチャーポジティブに向けた行動の内訳

出典：環境省ウェブサイト
(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/i-gbf/about/naturepositive/>)



生物多様性国家戦略2023-2030

出典：環境省ウェブサイト (<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r05/html/hj23010203.html>)

1.8 課題解決に向けた視点

課題解決に向けては、生きものの生息・生育地を守る「**生物多様性の保全・回復**」だけでなく、「**生物多様性の持続可能な利用**」に重点を置いた取組が必要です。

また、あらゆる主体が生物多様性の重要性を十分に認識し、「自分ごと」として行動していくことが強く求められるため、一人ひとりの「**ライフスタイルの転換**」や「**社会変革に向けた仕組みの構築**」に取り組む必要があります。

このことから、本プランでは、①「**生物多様性の持続可能な利用**」、②「**生物多様性の保全・回復**」、③「**ライフスタイルの転換**」、④「**社会変革に向けた仕組みの構築**」の4つの視点で取組を進めています。

計画年度後半に向けては、「生物多様性」に興味のある層だけではなく、**学生や観光客等をはじめとした幅広い層の認知を促進する取組**や、**市民・企業等の行動する状態に至っていない層が、行動するきっかけをつくる取組**が必要です。

そのため、農林や観光、みどり、教育をはじめとする**あらゆる行政分野との融合による施策を推進**します。

近年、生物多様性に係る国内外の情勢はめまぐるしく変化しており、国内外の新たな動向に対応する必要があります。

生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、**2030年ミッション「ネイチャーポジティブの実現」**に向け、**30by30^{※2}**をはじめとした新たな目標が設定されました。

世界目標の採択を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されることともに、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、「**地域生物多様性増進法**」が制定されるなど、**企業等による取組の推進**が期待されています。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること

※2 2030年までに陸域と海域の少なくとも30%以上を保全すること

コラム 自然共生サイト



「生物多様性のための30by30アライアンス」のロゴマーク

環境省では、ネイチャー・ポジティブの実現に向けて、令和5年度から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「自然共生サイト」として認定しており、認定された区域は、保護地域との重複を除き、国際データベースに登録されます。本市では、令和7年11月末時点で、以下2か所を含め、10か所が認定されています。



梅小路公園 朱雀の庭・いのちの森

池泉回遊式庭園「朱雀の庭」は、京都の庭園文化を継承し、地域の生きものを育む、生物文化多様性の新たな拠点として機能しています。復元型ビオトープ「いのちの森」では、継続的な動植物のモニタリング調査や自然観察会を行っています。



さすてな京都ビオトープ

南部クリーンセンター環境学習施設「さすてな京都」には、かつて近隣地域に存在していた横大路沼や巨椋池の自然環境を再現した「湿地ビオトープ」を整備し、生物多様性の取組を体感できる講座に活用しています。

コラム 森林・農地・河川の多面的機能



森林や農地、河川は、食料や森林資源の供給、雨水の涵養による洪水の防止、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、風致景観の保全など、様々な機能を有しております、私たちにとって重要な場所です。

例えば、森林の多面的機能を貨幣価値に換算すると、年間70兆円にもなると言われています。この額は、日本の国家予算に相当する莫大なものです。

私たちが安心・安全で文化的な暮らしを続けていくためにも、多面的機能が継続的に発揮されるよう、市内産木材の利用や農産物の地産地消、ごみの適切な廃棄などを通じて、皆で支えることが重要です。

出典：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的な機能の評価について」及び同関連付属資料(平成13(2001)年11月)
注：金額は一部の機能の貨幣評価額

出典：平成30年度森林・林業白書HP (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/30hakusyo_info/index.html)

第2章

プランが
目指すもの

2.1 プランが目指す方向性

■ 「知る」から「行動」へ



生物多様性の損失が進行している今、生物多様性を保全するために積極的に行動していくことが求められます。また「行動」することで、生物多様性への理解が深まり、「知る」ことにもつながります。

本プランは、行政だけでなく、市民、事業者、活動団体、大学・研究機関、学校等の各主体が、「自分ごと」として、「知る」だけでなく、「行動」できる具体的な行動例を提示した指針とします。

■ 「生物多様性の持続可能な利用」の重点化



先人から受け継がれてきた、京都の自然と共生する生活文化を再認識し、日常での消費行動やレクリエーションの場において、生物多様性の恵みを現代のニーズに合った形で持続的に「利用」するライフスタイルへの転換が求められます。

本プランでは、「生物多様性の持続可能な利用」の視点に重点を置いた取組を進めます。

■ 自然共生社会の実現に向けた変革



豊かな生物多様性の恵みを将来にわたって享受するためには、一人ひとりが「自分ごと」として行動し、ライフスタイルを転換するだけでなく、生物多様性を保全し、利用することで新たな産業の創出にもつながるよう、自然共生社会の実現に向けた変革が求められます。

本プランでは、生物資源の持続性が確保された自然共生社会の実現に向けた変革を促す取組を進めます。

■ 京都から世界の生物多様性保全への貢献



グローバル化が進んだ現代では、多種多様な食品や衣類、木材などの形で、世界中から多くの生物資源を輸入・消費しています。人々が、日常の暮らしと生物多様性のつながりを理解し、行動することは、地球全体の生物多様性の保全にもつながります。

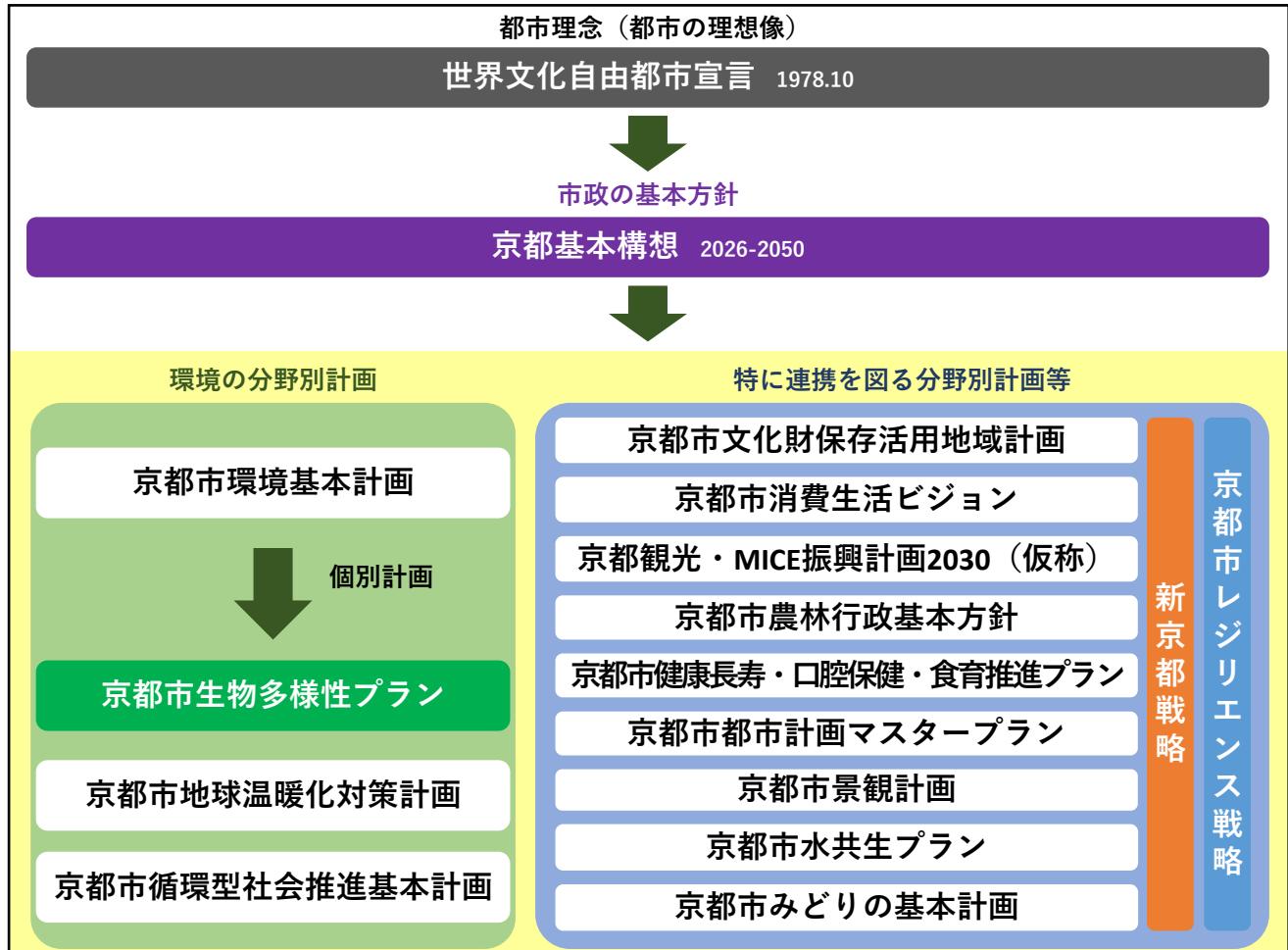
本プランでは、生産、流通、消費の各段階において、生物多様性の持続可能な利用の実践を促し、多様な主体の協働により、世界の生物多様性の保全に貢献していきます。

2.2 他分野の関連計画との関係

本プランは、本市の都市理念である世界文化自由都市宣言、市政の基本方針である京都基本構想に基づく分野別計画である京都市環境基本計画の個別計画として位置付けます。

自然共生社会の実現だけでなく、SDGsの達成や脱炭素社会、循環型社会の実現にも貢献するため、京都市環境基本計画の他の個別計画である京都市地球温暖化対策計画及び京都市循環型社会推進基本計画と一体的に進めます。

さらに、環境分野以外の関連する分野別計画や、「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けて、令和9年度までに取り組む政策、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示す新京都戦略等とも連携して政策を進めます。



(参考) 持続可能な開発目標 (SDGs) ※関連する主な目標



2.3 計画期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

2.4 対象区域

京都市域全体とします。

コラム 環境3分野の一体的な推進

森林を保全することが、温室効果ガスの吸収と動植物の生息・生育環境の確保を同時に達成することや、プラスチックの代替品への転換が、プラスチックごみの削減と生物資源の持続可能な利用を同時に推進することなど、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の環境3分野は、相互に関連することから、シナジー（お互いに良い影響を及ぼし合う相乗効果を生み出すこと）の拡大や、トレードオフ（両立できず取り合いになること）の最小化を意識した一体的な実施が求められます。

本プランにおいても、各分野間の連携はもとより、京都市環境基本計画における分野横断型の目標である「ひと・しくみづくり」に掲げる、「各主体の具体的な行動と効果の明確化」や「行動につながるインセンティブ」、サーキュラーエコノミー等「環境を考えた社会経済のしくみづくり」といった、3分野に共通する課題について、一体的に取り組むこととしています。

脱炭素社会

- 再エネ・自家消費※の拡大と徹底した省エネ対策の促進
※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること
- 森林等による吸収源対策や気候変動の影響を軽減するための適応策の推進
- イノベーションやグリーン人材の育成など中長期的視点での施策の推進

自然共生社会

- 安心・安全な生活環境の保全
- 生物多様性豊かな自然環境の持続可能な利用と保全
- 自然環境と調和した文化や暮らしが広がる京都の魅力ある快適生活の確保

ひと・しくみづくり

- ・各主体の行動と効果の明確化
- ・行動につながるインセンティブ
- ・環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成
- ・環境を考えた社会経済のしくみづくり
- ・情報コミュニケーションの促進

循環型社会

- くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジと質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進
- 自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築

第3章

2050年の あるべき姿

3.1 あるべき姿

生物多様性を保全する取組は、生態系の保全・回復、人の意識や行動の変化など、結果が表れるまで時間を要することから、長期的な視点を持って、進めていく必要があります。

本市は、平成29年12月に開催した京都議定書誕生20周年を記念する会議において、「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を発表しており、「2050年の世界の都市のあるべき姿」の一つとして「自然との共生の実現」を掲げています。

また、京都市環境基本計画において、京都基本構想で示す未来に受け継いでいくべき3つの価値のうち、「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」を環境分野全体の2050年の将来像として掲げています。それを踏まえ、本プランでは、次のとおり「2050年のあるべき姿」を掲げます。

<2050年のあるべき姿>

自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、
京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」

3.2 達成すべきこと

2050年のあるべき姿の実現に向けて、①「生物多様性の持続可能な利用」、②「生物多様性の保全・回復」、③「ライフスタイルの転換」、④「社会変革に向けた仕組みの構築」の4つの視点ごとに、2050年までに達成すべきことを掲げます。

視点 1 生物多様性の持続可能な利用

- 文化や生活を継続するために必要な生態系サービスが回復し、自然のバランスを保つつつ、持続的に利用されている。
- 地球温暖化への適応や防災・減災等の様々な社会的課題に対し、自然が持つ機能を十分に活用する。

視点 2 生物多様性の保全・回復

- 人為的な原因により生態系・種・遺伝子の多様性の損失が一切行われない状況になっている。
- 世界の平均気温の上昇を1.5°C以下に抑え、地球温暖化による生物多様性への影響を最小限に回避する。

視点 3 ライフスタイルの転換

- 一人ひとりが自然を感じ、生物多様性の問題を「自分ごと」として認識する。
- 一人ひとりが生物多様性の持続的な利用と保全・回復のために行動・選択している。

視点 4 社会変革に向けた仕組みの構築

- 社会経済活動において、生物多様性の持続的な利用と保全・回復が組み込まれている。
- 各主体がそれぞれの立場で生物多様性保全の担い手として活躍している。

第4章

2030年度 までの目標 と施策

4.1 目標

「2030年度までの目標」は、「2050年までに達成すべきこと」の4つの視点（①生物多様性の持続可能な利用、②生物多様性の保全・回復、③ライフスタイルの転換、④社会変革に向けた仕組みの構築）を踏まえたものとし、目標の到達点を明確にするため、17の「達成項目」を設定します。

目標 1 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

達成項目

- ① 京都の文化を支える生物資源を持続的に利用する。
- ② 自然が持つ多様な機能を活用して、都市のレジリエンスの向上を図る。
- ③ 生物多様性を活用した持続可能な観光を促進する。

目標 2 生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

達成項目

- ① 多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の環境を改善する。
- ② 里地里山の生物多様性の劣化を食い止め、回復を図る。
- ③ 種の絶滅を食い止める。
- ④ 生態系や人の健康、農林業に被害を及ぼす外来生物の拡大を防止するとともに、新たな定着を阻止する。
- ⑤ 海洋汚染につながる河川のプラスチックごみを削減する。
- ⑥ 地球温暖化を緩和する。

目標 3 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した消費行動が広がっている。
- ② 一人ひとりが自然を感じ、暮らしている。
- ③ 一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している。
- ④ 一人ひとりが生物多様性のために行動している。

目標 4 社会変革に向けた仕組みを構築する

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した経済活動を促進する。
- ② 生物多様性保全のための活動を支援する。
- ③ 生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する。
- ④ 生物多様性の現状を把握するための知見を集積する。

4.2 施策

「2030年度までの目標」を達成するため、「達成項目」の実現に向けた取組の方向性を「施策」として示すとともに、各施策を一体的に進める取組「推進プロジェクト」や各取組を支援する体制を次ページ以降に掲載します。

また、施策に基づく取組は、別冊にまとめるとともに、隨時見直しや追加を行い、ブラッシュアップを図っていきます。

《フィールドでの具体的な取組》

目標1 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用

- ・文化を支える生物資源の持続可能な利用
- ・自然の持つ機能を活かした緑と水辺の整備
- ・サステナブルツーリズムの推進

目標2 生息・生育地と種の多様性の保全・回復

- ・重点保全地域における保全強化
- ・里地里山の保全・回復
- ・希少種の保全・回復
- ・外来生物対策
- ・プラスチックごみへの対策
- ・地球温暖化に対する緩和策と適応策の推進

《各主体の参画に向けた下支えの取組》

目標3 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換

- ・エシカル消費の推進
- ・自然とのふれあいや学習の機会の充実
- ・生物多様性の学びの拠点の充実

目標4 社会変革に向けた仕組みの構築

- ・生物多様性に配慮した企業活動の促進
- ・公共施設・事業における配慮
- ・生物多様性保全のネットワーク形成
- ・情報の集約・発信
- ・知見の集積

《上記施策を一体的に推進》

- ・推進プロジェクト
- ・きょうと生物多様性センター
- ・生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業

施策体系

目標1 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

施策1 文化を支える生物資源の持続可能な利用<達成項目①>



市民と協働した生物多様性に配慮した庭づくり

京都の文化を支える生物資源を持続可能に利用できるよう、多様な主体の参画の下、生息・生育地の保全・回復や、京都ゆかりの植物を持続可能に供給する体制の構築を図ります。

また、暮らしや文化への生物資源の利用を通じ、保全の必要性を発信することで、取組の輪を広げ、「京都らしさ」の継承・発展につなげます。

施策2 自然の持つ機能を活かした緑と水辺の整備<達成項目②>



公園や庭園、河川等における身近な自然との触れ合いの場の確保のほか、生きものの生息・生育地の確保や生態系ネットワーク形成のため、生物多様性に配慮した市街地の緑化や多自然川づくり※を推進します。

また、自然が持つ機能を活用することで、自然災害の防災・減災、地球温暖化への適応等の課題解決に貢献する「グリーンインフラ」の整備を推進します。

※ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、河川管理を行うこと

施策3 サステナブルツーリズムの推進<達成項目③>



京都一周トレイルにおける自然観察会

生物多様性の価値や大切さを発信するため、本市が有する豊かな自然環境、自然と共生する暮らしや文化を観光資源としたエコツーリズムや農山漁村に滞在し農林水産業等の体験を行うグリーンツーリズム、森林空間を利用したレクリエーションの取組を推進します。

また、生物多様性の保全活動への参加や支援、健康長寿やメンタルヘルスの向上、観光の分散化にもつなげます。

コラム 地域性種苗について



森林の保全や市街地の緑化などで植物を植える際は、在来種の地域固有性を守るため、国外由来・国内由来の外来種は導入せず、**地域性種苗**※を使用することが重要です。

京都では2014年度から、KES認証登録事業所が参加する「KESエコロジカルネットワーク」の取組として、令和7年11月時点で200を超える事業所が、事業所の敷地等においてフジバカマやヒオウギをはじめとした「和の花」の保全に取り組んでいます。

また、農林業や造園業に関わる方々で構成する「京の苗木生産協議会」が、市内に自生する樹木の種子から育成し、京都の風土にあった苗木「京の苗木」の生産や流通に取り組んでおり、三山の保全などに活用されています。

※ 緑化等に用いる苗のうち、植栽しようとする場所を含む地域に自然分布している種類で、かつ、植栽地からできるだけ近い自然の草地や森林に生える個体の種子から育てた苗。



コラム NbS (Nature-Based Solutions) について



日新電機株式会社の
日新アカデミー研修センターにおける雨庭

NbS（自然を活用した解決策）は、健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図ること、**主目的の社会課題の解決に加え、複数の効果をもたらす特徴**があり、**自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果**も期待されています。

自然環境の保全を目的とする取組であっても、気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの社会課題解決に貢献する側面を有するものもあり、本市では「雨庭」※の整備が進んでいます。

※ 地上に降った雨水を一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸み込ませる植栽空間

出典：環境省ウェブサイト (<https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/nbs.html>)

目標2 生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

施策1 重点保全地域における保全強化<達成項目①>

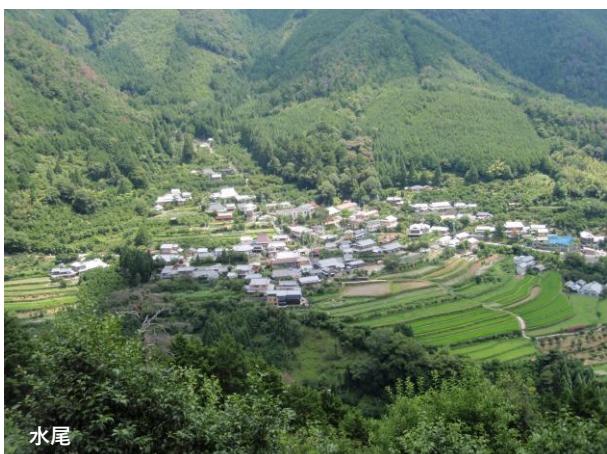


八丁平

深泥池や八丁平、大原野森林公园をはじめ、本市における生物多様性保全上重要な地域を「重点保全地域」とし、モニタリング結果等を収集することで、重点保全地域の生物多様性の状況の把握に努めます。

また、重点保全地域において、生物多様性の損失が認められる場合は、保全・回復のための支援を行います。

施策2 里地里山の保全・回復<達成項目②>



水尾

森林・農地の多面的機能が発揮されるよう、間伐の促進や森林病害虫への対応、市内産木材の利用促進等、健全な森林づくりや環境保全型農業（有機農業、減農薬栽培等）、地産地消など、環境に配慮した農作物の生産・消費を推進します。

また、シカ、イノシシ等の野生鳥獣について、侵入防止の防護柵の設置や適切な捕獲等、食害等による生態系被害への対策を講じます。

さらに、森林や農地、周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築する枠組みづくりを進めます。

施策3 希少種の保全・回復<達成項目③>



希少種の生息域外保全

本来の生息・生育地の保全・回復を図るとともに、必要に応じて、遺伝的多様性に配慮しつつ、安全な施設等で生きものを保護し、育て、増やす「生息域外保全」の取組を進めます。

また、希少種の本来の生息・生育地の保全体制の構築に向けた検討を進め、最終的には増やした生きものを元の生息地に戻す「野生復帰」を目指します。

施策4

外来生物対策<達成項目④>

外来種被害予防三原則

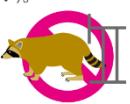
1 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。



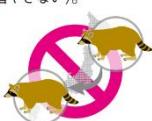
2 捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させない)。



3 拠げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拠げない」(増やさない)。



調和ある生態系の保全や、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害防止を図るため、「外来種被害予防三原則（入らない、捨てない、拠げない）」に基づき、特定外来生物の定着・拡大防止に向けて、被害状況や定着段階を踏まえた防除を実施します。

また、特定外来生物の生息状況や被害状況等の情報を収集し、対策の必要性や優先度の検討に活用します。

「外来種被害防止行動計画」（環境省）（<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/plan.pdf>）を加工して作成

施策5

プラスチックごみへの対策<達成項目⑤>



リユース容器のイメージ

生物多様性に配慮されたプラスチック代替品への転換促進、簡易包装やリユース容器利用の促進、分別排出の徹底など、プラスチックごみの発生抑制を図ります。

また、街頭の散乱ごみ対策の推進や、河川における清掃活動の促進等により、プラスチックごみの流出による生態系への影響を低減します。

施策6

地球温暖化に対する緩和策と適応策の推進<達成項目⑥>

2050年 「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」
温室効果ガス（GHG）実質ゼロ

2040年度 GHG ▲73%削減（2013年度比）

2035年度 GHG ▲60%削減（2013年度比）

2030年度 GHG ▲46%以上削減（2013年度比）

緩和策

4つの転換	ライフスタイルの転換	ビジネスの転換
	エネルギーの転換	モビリティの転換

森林・農地等の吸収源対策

適応策

市民生活や事業活動への定着と、影響が想定される分野別の対策の実施

2030年度目標の達成に向けて、ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの4つの分野における幅広い取組を進め、特に、再エネ・自家消費※の拡大と、徹底した省エネ対策の促進を図ります。あわせて、森林等の二酸化炭素の吸収源対策や、気候変動の影響を軽減するための適応策を進めます。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、イノベーションやグリーン人材の育成など、現時点から検討し、取り組むべき施策を推進します。

※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること

目標3 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る

施策1 エシカル消費の推進<達成項目①>



地産地消や京の旬野菜をはじめ、生物多様性に配慮した製品・サービスが優先的に選択されるよう、販売・消費促進のための仕組みづくりや情報発信を行います。

また、食品ロスの削減や環境ラベルの普及・周知の取組を行い、エシカル消費の推進を図ります。

施策2 自然とのふれあいや学習の機会の充実<達成項目②③④>



環境学習施設における自然観察

自然観察会や自然と共生する文化や暮らし方の発信を促進し、自然を身近に感じるライフスタイルへの転換を図ります。

また、子どもから大人まで、ライフステージに応じて、環境学習の推進や生物多様性の持続可能な利用の観点からの啓発を行うとともに、研修等を通じて指導者の育成に取り組み、生物多様性とのつながりを認識し、行動する手づくりを促進します。

施策3 生物多様性の学びの拠点の充実<達成項目②③④>



自然体験施設における環境学習

「きょうと☆いのちかがやく博物館」※や環境学習施設（京エコロジーセンター、さすてな京都）、自然体験施設等を生物多様性の啓発拠点として、生物多様性に関する学びの提供や情報発信の強化を図ります。

※ 京都市動物園、京都府立植物園、京都水族館及び京都市青少年科学センターでは、次世代に向けた京都の自然環境の継承及び体験・啓発等を通じ、地域や社会の活性化に貢献することを目的に「いのちかがやく」を共通のコンセプトとして連携しています。

令和5年度からは、「きょうと生物多様性センター」や公益財団法人京都市都市緑化協会も連携の輪に加わり、協働でワークショップを行っています。

コラム 生物多様性の保全とエシカル消費



森林の環境保全に配慮し、経済的にも持続可能な形で作られた林産物に付けられるマーク



農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで作られた食品に付けられるマーク



持続可能で、環境に配慮した漁業で獲られた天然の水産物や水産加工品に付けられるラベル



森林や生態系の保護、労働環境向上など、より持続可能な農法で栽培された認証農園産製品を表すマーク

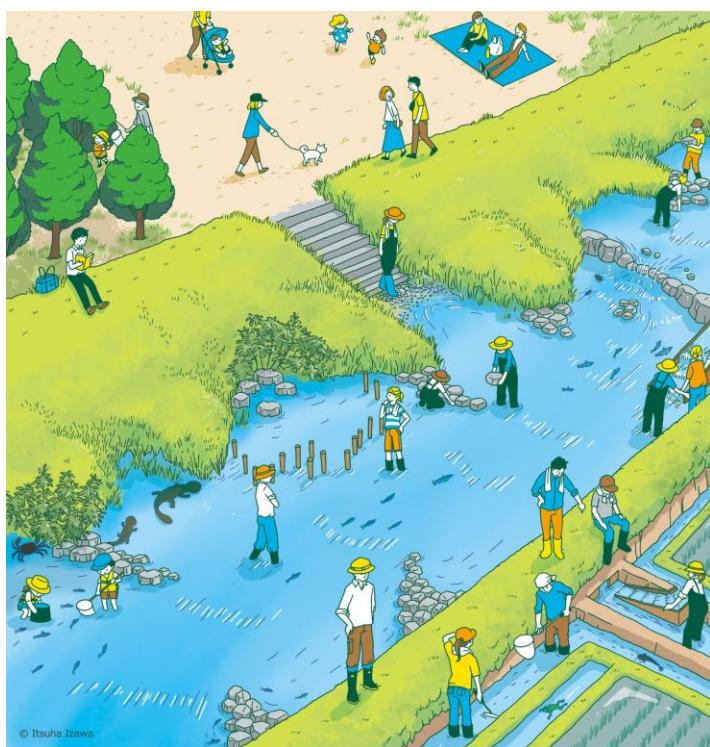
環境ラベルの例

生物多様性の保全に配慮した製品やサービスを選択することも「エシカル消費」※の一つです。生物多様性に配慮された食材・原材料を調達したり、生産加工や物流工程において、自然資源の持続可能な利用に配慮しているものを選ぶことで、身近な暮らしの中でも、生物多様性の保全に貢献することができます。

生物多様性に配慮した食品や製品を選ぶ基準として、様々な環境ラベルがあります。

※ 人や社会、環境、地域に配慮した製品やサービスを選んで消費すること

コラム 小さな自然再生



水辺で取り組む「小さな自然再生」のイメージ

「小さな自然再生」は「みんなでアイデアを出し合って、協働する手づくりの自然再生」であり、河川や地域に悪影響を及ぼさないよう配慮することを条件に、失敗を恐れず、まずはできることからやってみようという見試しの精神を基本コンセプトに、比較的安価な費用で、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加しながら、日曜大工の感覚で手づくりで取り組むスケールの小規模な自然再生活動です。

地域住民等が主体となり身近な自然を再生する「小さな自然再生」は、小規模かつ誰でも始められるもので、全国各地に活動が広がっていくことが期待されています。

出典：公益財団法人リバーフロント研究所：リバーフロント研究所報告 第36号（2025年9月）、
小さな自然再生サミット実行委員会：小さな自然再生サミット2025京都大会（2025年12月）

目標4 ➤ 社会変革に向けた仕組みを構築する

施策1 生物多様性に配慮した企業活動の促進<達成項目①>



株式会社島津製作所の「島津の森」

生物多様性に配慮したサプライチェーン※1の取組、環境マネジメントシステムの推進、生物多様性に配慮した企業活動に係る認証の取得、CSR活動の実施、TNFD※2への対応等を促進することで、事業者における「生物多様性の保全と持続可能な利用」の行動を促進します。

※1 調達から販売に至る一連の過程

※2 企業と金融機関が、自然関連課題を特定・評価・管理し、適切な場合は開示するためのリスク管理と開示の枠組み

施策2 公共施設・事業における配慮<達成項目①>



京エコロジーセンターの屋上ビオトープ

公共施設における生物多様性に配慮した緑化の促進や環境配慮性能の確保など、公共施設・事業が生物多様性に配慮したものとなるよう取組を推進します。

また、公共施設・事業における敷地内の利用方法や公共調達の在り方を点検し、公共調達・公共事業における生物多様性への配慮の具体化を図ります。

施策3 生物多様性保全のネットワーク形成<達成項目②>



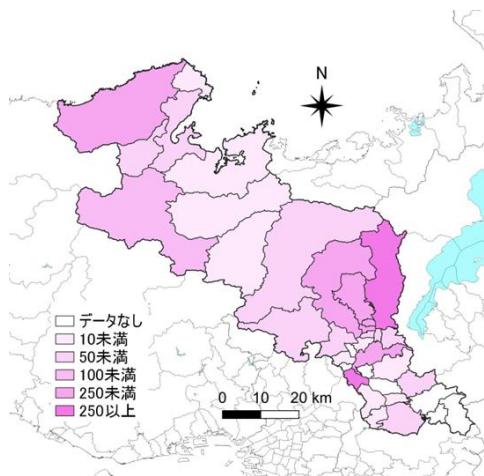
「きょうと生物多様性センター」による市民・事業者等のネットワーク化や、「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」による資金調達の仕組みづくりなど、保全活動における担い手や資金の確保を図り、市民、事業者、活動団体等の各主体による「生物多様性の保全と持続可能な利用」の行動を促進します。

施策4 情報の集約・発信<達成項目③>



「きょうと生物多様性センター」を通じた情報の集約・発信や「生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業」など、本市における生物多様性の利用と保全・回復の取組や保全活動の実施状況等の情報を集約・発信することで、生物多様性の理解や行動に必要な情報を誰もが手軽に入手できるようにします。

施策5 知見の集積<達成項目④>



セミ類のデータ収集の状況

大学、活動団体等との連携や市民参加型調査により、本市の生物多様性の現状だけでなく、京都の伝統・文化・産業・景観等を支える生物多様性に関する情報、自然と共生する文化・暮らしなど、京都の生物多様性に関する知見を幅広く集積します。

また「きょうと生物多様性センター」を中心に、持続的かつ効果的に把握する体制を構築し、優先的に保全すべき地域や動植物の見える化など、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に活用します。

コラム 生物多様性に配慮した緑化



宝が池公園に咲くコバノミツバツツジ

緑化する際は、周囲の自然環境との調和を図ること、地域の自然や景観、文化との調和を図ること、生態系等に被害を及ぼすそれがある外来種の使用を避けることなど、総合的に考えることが重要です。

宝が池公園では、武田薬品工業株式会社京都薬用植物園と連携し、宝が池公園にゆかりの深いコバノミツバツツジ（地域性種苗）を、近隣の小学校と共同で植樹する取組を実施しました。

推進プロジェクト

市内連携をはじめ、関連する取組を一体的に進め、相乗効果を図る「推進プロジェクト」として、本市の自然環境の特性を踏まえた「森」「里」「街・川」の3つのフィールドに加え、本市の都市特性を踏まえた「京都らしさ」（伝統、文化、産業、景観等）の継承の観点から、生物多様性の課題解決に取り組みます。

取組の推進に当たっては、目標1、2に関する現場での取組だけでなく、目標3、4に関する各主体の参画を下支えする取組と一緒に進めます。また、誰もが「自分ごと」として生物多様性のための行動を起こすきっかけとなるよう、多様な主体を巻き込んで取り組みます。

森 恵み豊かな森づくりプロジェクト

森林資源を持続的に利用し、シカ等の食害への対策を進めることで、劣化した森林植生を再生し、森林環境の回復を目指します。



東山の森における林相改善事業

里 食と農業プロジェクト

環境に配慮した農産物の生産・消費を促進することで、生物多様性保全機能をはじめとした、多面的機能が発揮される持続可能な農業の推進を目指します。



向島における環境に配慮した農業

街 川 水と緑のネットワーク形成プロジェクト

市街地の緑化や生物多様性に配慮した川づくりを推進することで、水辺と緑地の連続性を確保し、生態系ネットワークが確保されたまちづくりを目指します。



鴨川における魚道の設置

「京都らしさ」を支える生きものプロジェクト

産業をはじめとする「京都らしさ」の継承に必要な生物資源を特定し、保全・回復の取組を講じることで、生物資源の持続可能な利用を目指します。



「京都らしさ」を支える生物資源調査

きょうと生物多様性センター

京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、令和5年度に府市協働で「きょうと生物多様性センター」を設置しました。

同センターでは、「収集」「利活用」「継承」をテーマに、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を推進します。

テーマ	事業内容
収集	分布などの生物多様性情報の集積・データベース化
	各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握
利活用	民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク形成
	民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート
継承	民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談対応
	民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案
利活用	民間企業や保全団体等の保全活動や啓発等の支援
	生物多様性に係る調査・研究
継承	資料や情報を活用した環境学習、担い手育成及び情報発信

きょうと生物多様性センターの取組

自然に親しむ、学ぶ場づくり

生物多様性を身近に感じてもらうため、自然観察会の開催やイベントでのブース展示などを行っています。また、京都ならではの生物多様性を発信しています。



保全活動の支援・連携促進

京都で生物多様性の保全活動をしている団体と連携して、京都府内の生物多様性保全を進めるとともに、生物多様性に関わる様々な団体・個人が集まるイベント「きょうと☆いきものフェス！」などを通じて、情報発信、交流の場づくりなどを行っています。また、若年層向けの研修会の実施など、次世代の担い手育成のための取組も行っています。



生物多様性データベース

センターでは、京都の生物多様性に関する情報（生物の分布状況、保全団体の情報等）を収集し、その情報を活用して様々な取組を行っています。



企業との連携

生物多様性を回復に向かわせる「ネイチャーポジティブ社会」の実現には、企業の役割が欠かせません。きょうと生物多様性センターは、企業による生物多様性保全活動を推進するため、企業向けセミナーの開催や、地域や保全団体、大学等研究機関との協力関係のコーディネート、自然共生サイトの認定・TNFDへの対応支援などを行っています。



▲ 企業と連携したセミナー



▲ 企業と連携した保全活動の実施



▲ 文化と生物多様性を学ぶイベント



▲ 自然観察会



▲ ワークショップ



▲ きょうと☆いきものフェス！



▲ 特定外来生物の防除（保全団体の活動支援）



▲ 担い手育成研修会



生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業

本事業は、京都の文化や暮らしを彩ってきた生物多様性の恩恵と共に未来に引き継ぐため、**自然や生きものから得られる恩恵と京都の文化や暮らしとのつながりを見える化**することで、京都の自然を身近に感じ、愛着を深める人を増やす新たな仕掛けです。



京都市 生きものむすぶ・みんなのミュージアム

京都の自然や生きものだけでなく、文化や暮らしに関する情報を幅広く募集・収集し、それらのつながりが分かるように関連付けて整理し、公開します。また、整理した情報を活用し、共通の興味・課題等を持つ方を集め、交流する場を創出し、コミュニティ化するとともに、京都の文化や暮らしと自然や生きものとのつながりを知り、体験するイベントを企画し、交流を促進することで、認知や行動変容の促進を図ります。さらに、情報収集・発信や交流の場を活性化するため、支援体制を構築します。

仕掛けの検討に当たっては、検討段階から市民や市民団体、大学、企業、観光客などあらゆる主体が参加し、対話を重ね、一緒に創り上げます。



仕掛けを検討するワークショップ

第5章

推進体制と 進行管理

5.1 庁内における連携



生物多様性に関する取組は、様々な政策分野と密接に関係するため、庁内の関係部局との一層の連携が必要です。

全庁横断的に生物多様性の観点を取り入れた事業が展開されるよう、「京都市生物多様性庁内連絡会議」等を通じて、庁内の生物多様性に関する取組の情報共有と相互連携を図ります。

5.2 生物多様性保全検討部会



プランの進捗状況について、京都市環境審議会の下に設置されている「生物多様性保全検討部会」に定期的に報告します。

同部会においてプランの進捗を評価いただきとともに、評価結果に基づき、必要な取組等の見直しを行います。

5.3 各主体との連携



生物多様性の保全や持続可能な利用に向けては、多様な主体の参画が重要です。

市民、活動団体、事業者、教育機関、大学、国、京都府、他の地方自治体等の各主体との連携・協働を促進し、プランの推進を図ります。

5.4 評価方法

本プランの評価に当たっては、複数の指標を設定し、2030年度目標の達成状況を総合的に判断します。また、各達成項目の進捗状況を把握するため、達成項目の指標を設定します。

なお、計画期間に関わらず、昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略などで示される最新の知見を取り入れるなど、必要に応じて順応的に見直します。

2030年度目標達成に係る評価指標

指標	2024年度実績	2030年度目標
自然共生サイトの認定面積（累積）	257ha	700ha
自然共生サイトの認定件数（累積）	10件	30件
京都市市民生活実感調査における「京都の身近な自然環境が守られ、受け継がれている」と思う市民の割合	— (※1)	43%
生物多様性の状態を表す生きものの生息状況		検討中

※1：新京都戦略の進捗管理指標として2025年度から計測

達成項目の進捗状況を把握する評価指標

2030年度 目標	達成 項目	指標	2024年度 実績
1	1	鴨川のアユの遡上数	17,387匹
		市内産チマキザサの利用量	10万枚
		「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」取組者数（累計）	482者
	2	雨庭の整備地点数（累計）	16か所
	3	自然・風景を経験した日本人観光客の割合	92.8%
		「景観・環境」につながる行動を1つ以上の項目で積極的に取り組んでいる観光関連事業者の割合	48.5%
2	1	重点保全地域における評価指標（検討中）	検討中
		環境保全型農業取組面積	22.07ha
		間伐・保育等実施面積	397.88ha
		野生鳥獣による農林産物被害額	37,886千円
		ミナミメダカの発見数	11匹
	2	京都府RL掲載種のうち、市域生息種数	1,120種
	4	侵略的外来生物等の防除の取組件数	8件
		新たな侵略的外来生物の定着確認数	1件
	5	プラスチックごみを減らすために取り組んでいる人の割合	73.1%
		淀川クリーン作戦で回収されるごみ量	1,143袋
3	6	京都市域の温室効果ガス排出量削減率	27.6%（※2）
		京都市域における二酸化炭素吸収量（森林、農地、緑地）	24.7万t（※2）
	1	京都エシカル消費推進ネットワーク参加団体	29者
		買い物をする時やサービスを利用する時に、環境ラベルを見て買う人の割合	15.3%
		暮らしの中で、自然を感じる機会がある人の割合	71.0%
		暮らしや経済活動が多様な生きものから受ける恵みにより支えられていると感じている人の割合	64.2%
	4	生物多様性を守るために、取り組んでいる人の割合	47.5%
		環境保全活動プログラムの参加者数（うち自然共生がテーマのもののみ）	200,304人
4	1	TNFDの賛同団体数等	9者
		竣工した公共施設におけるCASBEE京都のAランク又はSランクの割合	100%
	2	きょうと生物多様性センター等による企業団体等のコーディネート件数	40件
	3	きょうと生物多様性センター等における情報の発信数	18,712件
	4	市民参加型調査の結果	155件
		長期的・定量的な調査結果の集積件数（きょうと生物多様性センターにおける情報の集積数）	検討中

※2：2024年度実績は2026年夏頃に公開予定のため、2023年度実績を記載

卷末資料

卷末資料 1

プラン策定後の経過

年月日	会議名等	内容
令和3（2021）年 9月1日	令和3年度第1回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について
令和4（2022）年 3月23日	令和3年度第2回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の評価指標について
令和4（2022）年 8月29日	令和4年度第1回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の評価指標について
令和5（2023）年 3月14日	令和4年度第2回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の評価指標について
令和6（2024）年 1月29日	令和5年度 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の評価指標について
令和6（2024）年 11月5日	令和6年度第1回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて
令和7（2025）年 1月15日	令和6年度第2回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて
令和7（2025）年 3月14日	令和6年度第3回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて
令和7（2025）年 6月30日	令和7年度第1回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて
令和7（2025）年 9月25日	令和7年度第2回 生物多様性保全検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ・京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて

卷末資料 2

京都市環境審議会委員名簿

(令和7年11月末時点)

氏名	役職名等	参考
◎大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
岡本 孝樹	京都府総合政策環境部長	
尾崎 るみ子	京都市地域女性連合会理事	
亀田 貴之	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授	
川井 あかね	弁護士	
鴻上 達也	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員	
桜井 良	立命館大学政策科学部准教授	環境教育
実重 順一	市民公募委員	
島田 幸司	立命館大学経済学部経済学科教授	
白木 裕斗	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	
杉田 真理子	一般社団法人for Cities共同代表、都市デザイナー	
田村 暢慶	市民公募委員	
豊田 陽介	特定非営利活動法人気候ネットワーク上席研究員	
久山 喜久雄	フィールドソサイエティー代表	
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授	
細川 万里子	京都商工会議所産業振興部長	
本田 晶子	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻環境衛生学講座助教	
道又 隆弘	株式会社京都新聞社論説委員	
三ツ松 昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長	
森 晶寿	京都大学大学院地球環境学堂准教授	
森口 次郎	一般社団法人京都府医師会理事	
森本 幸裕	京都大学名誉教授	生態系
山田 高之	京都市保健協議会連合会副会長	
山本 芳華	滋賀県立大学環境科学部客員教授	環境経営
湯川 創太郎	大阪商業大学経済学部経済学科准教授	
湯本 貴和	京都大学名誉教授	生態系
吉積 巴貴	立命館大学食マネジメント学部教授	
渡部 由紀子	京都府中小企業団体中央会 京都府中小企業女性中央会副会長	

◎ = 会長、敬称略、五十音順

卷末資料 3

京都市環境審議会生物多様性保全検討部会委員名簿

(令和7年11月末時点)

氏名	役職名等	参考
石原 正恵	京都大学フィールド科学教育研究センター 森林生態系部門森林育成学分野 准教授	森林生態学
小野 克己	京都森林インストラクター会 理事 日本鱗翅学会 京都府自然保護委員	
川瀬 成吾	滋賀県立琵琶湖博物館 主任学芸員	魚類系統分類学
瀧 健太郎	滋賀県立大学環境科学部 教授	流域政策・計画
田村 暢慶	京都市環境審議会 市民公募委員	
丹羽 英之	京都先端科学大学バイオ環境学部生物環境科学科 教授	景観生態学
久山 喜久雄	フィールドソサイエティー 代表	
福井 亘	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授	緑地計画学 景観生態学
三ツ松 昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会 委員長	
◎湯本 貴和	京都大学 名誉教授	保全生態学

◎ = 部会長、敬称略、五十音順

発行年月 令和8年 月

印刷物番号 京都市印刷物第 号

発行 京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

京都市生物多様性プラン(2021-2030)

施策に基づく取組

(中間見直し案)

令和 3 年 3 月策定
令和 8 年 1 月一部改定



施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標1】京都らしさを支える生物資源の持続可能な利用	(1)文化を支える生物資源の持続可能な利用	1-1	京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度	京都らしさや文化を支えてきた生きものの保全、再生及び持続可能な利用の取組を実施する団体を認定し、必要に応じて技術的な支援のための専門家を派遣する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」を推進します。 団体の認定や専門家派遣を行うとともに、個人の方には、ヒオウギやフタバアオイなどの京都の希少な植物を自宅又は武田薬品工業㈱京都薬用植物園内にある「市民の庭」において生息域外保全に取り組んでいただきます。	環境政策局	環境保全創造課
		1-2	農業・農村を支えるボランティア活動の充実	左京区北部山間地域では地域特産物（とちの実）の再生において、市民ボランティアとの協働で取組を実施します。	産業観光局	農林振興室
		1-3	魚道設置など生態系と調和した河川環境保全活動の推進（漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業）	市内河川において水生生物の生息環境の保全や市民理解の促進に取り組む民間団体による河川環境改善活動や魚道設置等の活動を支援することで、内水面漁業の活性化に繋げます。 鴨川において、魚類の遡上が妨げられている箇所に、魚道を設置し、また、桂川においても魚類の生息域拡大に向けた取組を行います。	産業観光局	農林振興室
		1-4	在来種保存など持続可能な内水面漁業の振興	漁協に対する種苗購入費用の一部補助により、水産資源の保護を行います。	産業観光局	農林振興室
		1-5	チマキザサ再生プロジェクト	絶滅の危機に瀕した左京区北部山間地域のチマキザサが再生し、祇園祭や和菓子、京料理に継続して活用されることを目標に、チマキザサ再生環境整備、担い手確保、技術承継支援、普及啓発等の活動を実施します。	左京区役所 産業観光局 環境政策局	地域力推進室 農林振興室 環境保全創造課
		1-6	衛生環境研究所における地域に貢献する生物多様性保全事業	生物多様性に関する協定を締結している武田薬品工業㈱京都薬用植物園の全面的な協力を得て、府市協調のもと合築された「京都市衛生環境研究所・京都府保健環境研究所」のテラスにグリーンインフラを整備し、潤いを創出するとともに京都の希少な植物等を栽培・展示し、市民に開放することにより希少種の保全、自然とのふれあい等、生物多様性保全の一環として取り組みます。	保健福祉局	衛生環境研究所
		1-7	青少年科学センターでの展示エリア「理科学習エリア」を活用した公開	武田薬品工業㈱京都薬用植物園と京都市教育委員会が締結した教育活動の推進のための包括連携協定に基づく取組の一環として、屋外園にチョウの食草や薬用植物について実物を観察しながらチョウと植物の一生の比較やその関わりを学べる「理科学習エリア」を整備、公開します。	教育委員会事務局	青少年科学センター
		1-8	京菓子ハレモケモ。	京都らしい「和菓子」をテーマに、地産地消や、地域の歴史や季節の移り変わりとの関係性などを知っていただくため、和菓子にまつわる謎解きやクイズ、パネル展示等を実施します。また、各種事業を通じて「和菓子」が今後も継続していくために、自然環境や資源の重要性についても考えるきっかけとなるような事業展開を目指します。	上京区役所	地域力推進室
		1-9	京都ゆかりの和の花あふれるまちづくり推進事業	京都ゆかりの植物の供給に関わる関係者と連携し、供給体制の構築に向けた現状や課題の確認、要因の分析、解決策の検討を行い、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制を構築します。 また、企業や公共工事等における生物多様性への配慮促進に向け、府内関係部署や事業者と連携し、緑化に係る事例集を作成し、運用します。	環境政策局	環境保全創造課
	(2)自然の持つ機能を備えかした緑と水	1-10	京都を彩る建物や庭園制度の運用	京都を象徴する建物や庭園を市民から公募し、審査会を経て京都を彩る建物や庭園に選定・認定し、市民ぐるみで残そうという気運を高め活用を進めることなどにより、維持・継承を図ります。	文化市民局	文化財保護課
		1-11	文化的景観推進事業（「京都岡崎の文化的景観」）	「京都岡崎の文化的景観」は全国でもまだ例の少ない都市型の文化的景観として国の重要文化的景観に選定されています。琵琶湖疏水の開削により水を利用した空間と文教施設群が形成された岡崎地区の優れた景観を次の世代へ継承するため、保存と活用を図ります。	文化市民局	文化財保護課
		1-12	新築建築物への緑化義務（地球温暖化対策条例）	京都市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の敷地において新築等の建築行為を行う場合、当該建築物及びその敷地について、緑化を義務付けます。	都市計画局	建築審査課
		1-13	雨庭整備事業	地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間である雨庭を、京都の造園技術力を活かして整備を進め、訪れる人々により楽しんでもらえる緑を創出します。	建設局	みどり政策推進室

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標1】 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る （2）自然の持つ機能を活かした緑と水辺の整備		1-14	御池通スポンサー花壇事業	市民等から協賛、花壇管理の協力を得て、四季折々の草花を植栽、育成し、四季の花ストリートを創出します。	建設局	みどり政策推進室
		1-15	あなたもまちの樹ペアレント制度	企業、団体、個人から、協賛を通じて主体的に街路樹の育成に関わっていただく制度を運用します。	建設局	みどり政策推進室
		1-16	保存樹等指定に伴う市街地の緑保全事業	京都市指定保存樹の状態を把握するとともに、樹勢回復等に係る費用の一部を助成します。	建設局	みどり政策推進室
		1-17	緑地協定の締結の推進	良好な街の環境を形成するため、緑地協定制度を運用します。	建設局	みどり政策推進室
		1-18	市民花壇の推進	市民等が、身近に緑に触れる機会をより多くするため、道路や公園等オープンスペースで、設置許可等により地元が管理する花壇などの設置を受けます。	建設局	みどり政策推進室
		1-19	緑化関連講習会等	緑化の普及啓発や京都の緑の文化の継承のため、各種の講習会、研修会を開催します。	建設局	みどり政策推進室（（公財）京都市都市緑化協会）
		1-20	緑の学校の開催	植物の栽培、花壇等潤いのある空間づくり等に関する講義及び植物育成、繁殖等年間を通じた作業により、緑に関する人材育成を図ります。	建設局	みどり政策推進室（（公財）京都市都市緑化協会）
		1-21	緑のまちづくり支援事業	和の花の保全活動など地域主体の花と緑のまちづくり活動を広めるため、地域が中心となって行う緑化活動の支援を行います。	建設局	みどり政策推進室（（公財）京都市都市緑化協会）
		1-22	庭園情報の発信	市内の優れた庭園の情報を収集し、情報発信するほか、庭園講座等を実施します。	建設局	みどり政策推進室（（公財）京都市都市緑化協会）
		1-23	京都みつばちガーデン推進プロジェクト	区民ボランティアと協働し、屋上庭園及び区役所周辺花壇の維持管理を行うとともに、緑化啓発など中京区内の緑化の推進を図るための活動を行います。 市民団体、京都先端科学大学、区役所の協働により、区役所屋上でニホンミツバチを飼育し、ミツバチとの「共生」という視点からもまちなか緑化を推進します。	中京区役所	地域力推進室
		1-24	京都駅西部エリアにおける生物多様性豊かなまちづくり	「朱雀の庭」や「いのちの森」など、豊かな緑や生物を育む梅小路公園、川の源流から海にいたる生態系を学べる京都水族館、京の食文化の中心である京都市中央市場（京の食文化ミュージアム・あじわい館及び水産棟見学エリア含む）、これらの地域資源を拠点に、生物多様性豊かなまちづくりを推進します。	総合企画局 下京区役所 産業観光局 建設局	プロジェクト推進室 地域力推進室 中央卸売市場第一市場 みどり政策推進室
		1-25	「美しい山河を守る災害復旧実施方針」に基づく河川災害の復旧	「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、災害復旧に際しては、京都市の地域特性を踏まえ、河川における生物の生息・生育・繁殖環境、景観、水辺利用の保全に配慮した復旧を実施します。	建設局	土木管理課
		1-26	生物の生息環境に配慮した川づくり（善峰川都市基盤河川改修事業）	人間と自然が共存できる川を保全・復元するために、その河川固有の生態系に配慮し、周辺環境に対して負荷の少ない河川事業を実施します。 善峰川においては、植生を促す多孔質な護岸を採用し、多自然川づくりを実施します。	建設局	河川整備課

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標1】京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る	(2)自然の持つ機能を備えかした緑と水	1-27	生物の生息環境に配慮した川づくり 有栖川都市基盤河川改修事業	地元、学校及び行政が一体となって有栖川の河川環境の向上や多自然川づくり等について検討し、親水性が図られた河川改修を実施していくとともに、市民等は清掃活動だけでなく、生物調査、ホタル鑑賞など住民参加活動により、環境保全や河川環境を学ぶきっかけとします。	建設局	河川整備課
		1-28	市民にわかりやすい新たな指標による水環境の評価	水辺環境の保全・再生に取り組むなかで、ホタルの成育に適した環境の創出を目指し、市民や環境団体との情報交換及び連携を図ります。	建設局	河川整備課
		1-29	自然共生サイトへの認定促進	有志の企業・自治体・団体による「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加し、府内関連局区等との連携強化により、本市が参画する保全活動の認定を目指すとともに、「きょうと生物多様性センター」を通じて、企業や民間団体等が実施している保全活動の認定を促進し、認定後も積極的な情報発信等の支援に取り組みます。また、より一層自然共生サイトへの認定を推進するため、申請書の作成支援及びモニタリング計画の策定・調査の実施等の支援事業を実施します。	環境政策局	環境保全創造課
		1-30	農林水産業と環境をつなぐ生態系ネットワーク再構築事業	生態系ネットワークの結節点となる農地に着目し、農地と周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築するとともに、環境に配慮した農作物の高付加価値化を図るために、先進事例の創出を図ります。 また、河川をはじめとする水系を基軸とした生態系ネットワークの重要性を再認識し、淀川流域全体の連携促進を目指します。	環境政策局	環境保全創造課
	(3)サステナブルツーリズムの推進	1-31	使い捨てプラスチックの削減	使い捨てプラスチックの削減に向けて、本市施設等への給水機の設置拡大によるペットボトルの削減や、リユース容器の利用、プラスチック代替素材の食器（カトラリー等）や容器包装の導入によるプラスチック製容器包装の削減、マイバッグの利用促進によるレジ袋の削減に取り組みます。	環境政策局	資源循環推進課（減量企画）
		1-32	京都エコ修学旅行事業	修学旅行中に、アメニティグッズ・エコバッグ・マイボトルの持参、食事の食べ残しぜロなどの環境に配慮した取組を実践いただき、2Rの推進及び観光関連ごみの減量を目指します。	環境政策局	資源循環推進課（事ごみ）
		1-33	京都一周トレイル	京都を取り囲む山々に整備された「京都一周トレイル」を通して、利用者に豊かな自然や歴史ある街なみなどを楽しんでいただきます。	産業観光局	観光MICE推進室
		1-34	山村都市交流の森などを生かしたグリーンツーリズム	左京区花脊峠以北の自然や文化をいかした地域活性化の拠点である「山村都市交流の森」の森林や路網の管理等を行い、機能の維持・増進を図るとともに、同地域の豊かな自然を生かしたイベントを実施します。	産業観光局	農林振興室
		1-35	緑の散策ツアー	京都の緑の文化や身近な優れた景観を歩いて訪れ、街のみどり、歩いて楽しいまちの大切さを感じていただくツアーを実施します。	建設局	みどり政策推進室 （（公財）京都市都市緑化協会）
		1-36	「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進）	京北地域において、地域住民や交通事業者等と連携し、小学生やその保護者等が楽しみながら学べる、本市観光施策とも連動させた参加型の公共交通利用促進キャンペーン「いけいけ京北 親子でGO！」を実施し、京北地域の豊かな自然や文化を親子で体験いただきます。	都市計画局	歩くまち京都推進室
		1-37	森林文化・自然環境価値創造プロジェクト～京の源流域を歩いて楽しむ～	桂川や安曇川の源流域となる「山村都市交流の森」を中心とするエリアにおいて、歩いて楽しめる安全で快適な利用環境を整備するとともに、国内外から森林や自然環境に魅力を感じる方々をターゲットにした特別感のある体験プログラムやガイドツアーの開発等を行い、新たな価値を創造し、広く情報を発信することで、関係人口・交流人口の増加につなげます。	産業観光局	農林振興室
		1-38	京都の自然と伝統文化をつなぐ観光ガイド養成事業	サステナブルツーリズムのプログラムを造成する観光ガイドを養成するため、サステナブルツーリズムの概論やガイドに求められる知識、ツアー造成のポイントなどを学ぶ人材育成講座を実施するとともに、受講者を案内するモデルプログラムを開発し、受講者が体験して学ぶモニターツアーを実施する支援事業を行います。	環境政策局	環境保全創造課

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標2】生息・生育地と種の多様性を保全・回復する	(1)重点保全地域における保全強化	2-1	天然記念物深泥池の保全・活用	国指定天然記念物「深泥池生物群集」について、「天然記念物深泥池生物群集保全・活用のための基本方針」に基づき、水質モニタリング、外来生物対策、防鹿柵の設置、路面水流入の防止措置等、生態系保全を実施するとともに、希少な生態系の価値発信に取り組みます。	文化市民局	文化財保護課
		2-2	市有林施業	左京区久多などの市有林における森林整備や施設管理などを実施します。	産業観光局	農林振興室
		2-3	小倉山再生プロジェクト	「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、小倉山において良好な森林景観を保全・再生するため、本市や地域組織、地元社寺、企業などの様々な主体が連携し、維持管理活動を進めます。	都市計画局	風致保全課
		2-4	大原野森林公园の保全管理	都市公園法に基づき、大原野森林公园の維持管理を行っています。	建設局	みどり政策推進室
		1-29	自然共生サイトへの認定促進【再掲】	有志の企業・自治体・団体による「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加し、府内関連局区等との連携強化により、本市が参画する保全活動の認定を目指すとともに、「きょうと生物多様性センター」を通じて、企業や民間団体等が実施している保全活動の認定を促進し、認定後も積極的な情報発信等の支援に取り組みます。また、より一層自然共生サイトへの認定を推進するため、申請書の作成支援及びモニタリング計画の策定・調査の実施等の支援事業を実施します。	環境政策局	環境保全創造課
【目標2】生息・生育地と種の多様性を保全・回復する	(2)里地里山の保全・回復	2-5	野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策	サル等の野生鳥獣による生活環境被害への対策について、野生鳥獣の追い払いや地域住民が主体となった自主防除組織への活動支援等を実施しています。 また、アライグマによる被害軽減のため、捕獲等を実施し、対策を強化しています。	文化市民局	地域自治推進室
		2-6	総合獣害対策事業	野生鳥獣による農林作物被害を軽減し、農林業の安定化を図るため、農林家による地域ぐるみの防除対策と組み合わせ、有害鳥獣の捕獲を実施します。	産業観光局	農林振興室
		2-7	水田農業構造改革対策事業	需要が高い野菜・花きの作付により水田の有効活用を推進し、地域農業の発展を進めるとともに、需要に見合った魅力ある米の生産を実践します。	産業観光局	農林振興室
		2-8	担い手育成支援事業（農業）	農業経営の目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営を育成するとともに、都市農業の特徴を生かし、市民生活と調和の取れた農業を形成します。	産業観光局	農林振興室
		2-9	環境保全型農林水産業推進事業（農業）	生物多様性保全をはじめとした環境課題の解決に農業分野から貢献するため、農地の多面的機能を維持・増進させるための営農活動の支援や、化学農薬・化学肥料削減の取組を推進します。	産業観光局	農林振興室
		2-10	農とふれあう総合体験型市民農園運営事業	総合体験型市民農園を拠点に、環境にやさしい都市型農業の一形態として市民農園経営を普及することで、環境にやさしく、かつ経営良好な市民農園を増加させます。また、多くの市民に園芸活動に参加いただくために十分な区画数を確保します。	産業観光局	農林振興室
		2-11	伝統文化の森推進事業	学識者、地元団体、寺院、行政等が参画する「京都伝統文化の森推進協議会」が主体となり、東山における森林整備や、京都三山の文化的価値の発信等を図ります。	産業観光局	農林振興室
		2-12	森林病害虫被害防止対策事業	松くい虫及びカシノナガキクイムシによる枯死被害の拡大を防止するため、伐倒駆除や樹幹注入等を実施するとともに、京都三山の景観保全等のために被害木の伐倒処理を実施します。	産業観光局	農林振興室

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標2】生息・生育地と種の多様性を保全・回復する （2）里地里山の保全・回復		2-13	森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～	材価の低迷や後継者不足等により適正な整備が行われていない森林に対し、計画的な間伐等を実施し、二酸化炭素吸収源となる健全な森林の育成を図ります。	産業観光局	農林振興室
		2-14	森林総合整備事業	植林から間伐・保育に至る一貫した森林施業を計画的・組織的に実施し、森林の持つ公益的機能の維持増進や地域林業の振興を図ります。	産業観光局	農林振興室
		2-15	林業担い手対策事業	林業研究会の活動支援や林業労働者の労働条件の改善により、長期就労の促進など林業・森林保全の担い手を確保し、森林の持つ公益的機能が持続的に発揮可能な体制整備を図ります。	産業観光局	農林振興室
		2-16	「合併記念の森」百年の森事業	「合併記念の森全体構想」に基づき、アカマツなどの京都の伝統文化を支える森林資源の生産に必要な森林整備や、市民参加による里地里山づくり、学校や地元団体、企業等による多様な森林の利活用などを推進します。	産業観光局	農林振興室
		2-17	森林生態系保全のための地域性苗木の育成及び天然林の保全整備	「京の苗木生産協議会」を設立し、京都産地域性苗木を生産・販売しています。今後、適地適木による森林育成など木の文化や景観環境の文化の継承・活用に向けた取組展開を図ります。	産業観光局	農林振興室
		2-18	生産緑地地区の指定	良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している市街化区域内の農地を生産緑地地区に指定します。生産緑地地区に指定されると、建築行為等の制限が課される一方で、都市計画税及び固定資産税の軽減、相続税に係る納税猶予の適用を受けることができます。税の軽減及び優遇は、指定から30年経過以降は特定生産緑地に指定されている場合に限られます。	都市計画局	都市計画課
		2-19	三山森林景観保全・再生ガイドラインの推進	良好な三山の森林景観を守り続けるため、森林景観づくりの方向性を示した「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を広く普及啓発することにより、市民等との協働による森林景観づくりの輪を三山全体に広めます。	都市計画局	風致保全課
		2-20	花降る里けいほくプロジェクト	京都府京北小中学校や京北出張所等にツツジなどの花を植樹します。 また、サンサ右京等において、京北のサクラの名所のPR活動の実施や「SAKURAめぐりマップ」の更新を行います。	右京区役所	京北出張所
		2-21	なんやかんや大原野推進協議会による地域の魅力発信	大原野地域の更なる活性化を目的に、ひまわりの植栽や地域の小学生等への体験学習の実施のほか、大原野に関わる人々のつながりを強化します。	洛西支所	地域力推進室
		2-22	深草トレイル維持保全活動	地域住民の深草に対する愛着を育むとともに住民間の一層の交流を深めることを目的として、深草丘陵一帯の環境の再生と保全のための活動を実施しています。	深草支所	地域力推進室
		1-29	自然共生サイトへの認定促進【再掲】	有志の企業・自治体・団体による「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加し、府内関連局区等との連携強化により、本市が参画する保全活動の認定を目指すとともに、「きょうと生物多様性センター」を通じて、企業や民間団体等が実施している保全活動の認定を促進し、認定後も積極的な情報発信等の支援に取り組みます。また、より一層自然共生サイトへの認定を推進するため、申請書の作成支援及びモニタリング計画の策定・調査の実施等の支援事業を実施します。	環境政策局	環境保全創造課
		2-23	京都市森林經營管理推進事業（森林經營管理の推進）	森林經營管理法に基づき、市域人工林が適正に經營管理されるよう、必要な措置等を講じます。	産業観光局	農林振興室
		2-24	京のグリーン農業推進事業	グリーンな栽培体系への転換に向けた取組支援及び消費者理解の醸成に向けた地域ブランドの推進を行います。	産業観光局	農林振興室

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標2】生息・生育地と種の多様性を保全・回復する	(2)里地里山の保全・回復	2-25	市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト	森林所有者をはじめ、市民や団体、企業など、多様な担い手による森づくりがより一層進むよう、市民が関心を持つきっかけを創出する普及啓発や、団体や企業等による自発的な森林整備活動等の取組を支援します。 また、ナラ枯れ等により荒廃した京都三山において、災害に強く、四季の彩りが感じられる森林への再生に取り組み、再生後も、植栽木の保育等、森林の適切な管理を継続して行うため、新たな担い手との連携を目指します。	産業観光局	農林振興室
		2-26	市内産木材普及促進事業 ウッド・チェンジ推進事業	庁舎等での木材利用による流通体制構築支援や市内産木材地産表示制度の運用・供給体制の強化等により市内産木材普及促進を行います。また、みやこ桧木を活用した建築物の木造化・木質化支援やリスキリングによる人材育成、非住宅建築物の木造・木質化の誘導を実施するとともに、団体や事業者との連携による文化観光施設等での木の文化的発信及び機運醸成や北山林業のブランド化、京都の木を使った製品のPR、木育・森林環境学習等によりウッド・チェンジ推進事業を実施します。	産業観光局	農林振興室
		2-27	造林保育支援事業	造林保育を担う林業経営体の確保及び森林所有者の経営意欲の向上を図り、森林資源の循環利用を促進するため、林業経営体の所有地又は森林所有者から委託を受けた森林において、植林と保育管理を一括して行う林業経営体の支援や造林地の管理を林業経営体に委託する森林所有者の支援を実施します。	産業観光局	農林振興室
		1-9	京都ゆかりの和の花あふれるまちづくり推進事業【再掲】	京都ゆかりの植物の供給に関わる関係者と連携し、供給体制の構築に向けた現状や課題の確認、要因の分析、解決策の検討を行い、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制を構築します。 また、企業や公公工事等における生物多様性への配慮促進に向け、府内関係部署や事業者と連携し、緑化に係る事例集を作成し、運用します。	環境政策局	環境保全創造課
		1-30	農林水産業と環境をつなぐ生態系ネットワーク再構築事業【再掲】	生態系ネットワークの結節点となる農地に着目し、農地と周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築するとともに、環境に配慮した農作物の高付加価値化を図るために、先進事例の創出を図ります。 また、河川をはじめとする水系を基軸とした生態系ネットワークの重要性を再認識し、淀川流域全体の連携促進を目指します。	環境政策局	環境保全創造課
(3)希少種の保全・回復		1-1	京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度【再掲】	京都らしさや文化を支えてきた生きものの保全、再生及び持続可能な利用の取組を実施する団体を認定し、必要に応じて技術的な支援のための専門家を派遣する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」を推進します。 団体の認定や専門家派遣を行うとともに、個人の方には、ヒオウギやフタバアオイなどの京都の希少な植物を自宅又は武田薬品工業(株)京都薬用植物園にある「市民の庭」において生息域外保全に取り組んでいただきます。	環境政策局	環境保全創造課
		2-28	国内希少種の域外・域内保全の推進	国の天然記念物であり国内希少野生動植物種のツシマヤマネコや京都府の絶滅寸前種であるイチモンジタナゴの飼育下繁殖を推進し、国内及び地域の野生動物の保全につながる取組を強化します。	文化市民局	動物園
		2-29	国際的な希少種の域外保全の推進	ラオスとの国際協力によるゾウの繁殖プロジェクトを推進するとともに、アジアゾウの繁殖拠点を目指します。また、ニシゴリラなどの国際希少種は、国際的な協力による飼育下繁殖を推進し、国内の繁殖拠点として日本をリードします。	文化市民局	動物園
		2-30	地域愛とみどりを育てる環境学習事業	地域にゆかりのある植物の育成を通じて、子ども達に地域愛と環境緑化について学ぶ授業を実施します。	中京区役所	地域力推進室
		2-31	衛生環境研究所における地域に貢献する生物多様性保全事業	武田薬品工業(株)京都薬用植物園の協力により設置した植栽については、府市協働により引き続き栽培・展示し、来所者が植物を実際に「見て」、「触れて」、生物多様性の保全について学習する場を提供しています。 また、当施設では、上記植栽において、キキョウとオケラの生息域外保全に取り組んでいることから、「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の認定を受け、生物多様性に係る取組の更なる推進を図ることとしています。	保健福祉局	衛生環境研究所
		2-32	特別天然記念物オオサンショウウオ保存事業	令和6年度までに実施した生息状況調査により把握した在来個体群の管理とその生息・繁殖環境の保全、非在来個体の侵入防止を行います。	文化市民局	文化財保護課
(4)外来生物対策		2-33	侵略的外来生物の侵入防止	侵略的外来生物の市域内への新規侵入及び定着を防止するための体制を整備するとともに、事前に講じるべき措置を実施します。 クビアカツヤカミキリについては、他都市からの侵入に対する水際対策や、発生した被害木の初期防除を行います。具体的には、市民や事業者等からの通報に基づき、現地調査、拡散防止対策及び防除を行うとともに、市民や事業者自身が行う防除の支援体制の構築を行います。	環境政策局	環境保全創造課
		2-34	侵略的外来生物の防除の実施	特定外来生物をはじめとしたアルゼンチンアリ、ヌートリア、アライグマ、オオハンゴンソウ、オオバナミズキンバイ及びチュウゴクオオサンショウウオ等の侵略的外来生物について、防除やモニタリング等を実施します。	環境政策局 文化市民局 上下水道局	環境保全創造課 地域自治推進室 水道部施設課

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標2】生息・生育地と種の多様性を保全・回復する。	(5)プラスチックごみへの対策	2-35	外来生物に関する啓発及び相談対応	外来生物に関する注意喚起等の周知啓発を実施するとともに、市民や事業者等からの相談に対応します。	環境政策局	環境保全創造課 北部環境共生センター 南部環境共生センタ
		1-31	使い捨てプラスチックの削減【再掲】	使い捨てプラスチックの削減に向けて、本市施設等への給水機の設置拡大によるペットボトルの削減や、リユース容器の利用、プラスチック代替素材の食器（カトラリー等）や容器包装の導入によるプラスチック製容器包装の削減、マイバッグの利用促進によるレジ袋の削減に取り組みます。	環境政策局	資源循環推進課（減量企画）
		1-32	京都エコ修学旅行事業【再掲】	修学旅行中に、アメニティグッズ・エコバッグ・マイボトルの持参、食事の食べ残しそれぞれなどの環境に配慮した取組を実践いただき、2Rの推進及び観光関連ごみの減量を目指します。	環境政策局	資源循環推進課（事ごみ）
		2-36	イベント等のエコ化の推進	「祇園祭ごみゼロ大作戦」をはじめ、様々なイベント等において、リユース食器の導入などによる更なるごみ減量を図るとともに、イベント等に関わる全ての人の日常におけるエコ意識の向上に繋げるため、「イベント等のエコ化」を推進します。	環境政策局	資源循環推進課（減量企画）
		2-37	使い捨てプラスチックの排出実態の把握	市の定期収集に排出される家庭ごみや業者収集ごみの細組成調査において、使い捨てプラスチックの排出実体を把握します。	環境政策局	資源循環推進課（資源循環企画）
		2-38	プラスチック類の分別回収促進事業	家庭から排出されるプラスチック類（プラスチック製容器包装とプラスチック製品）を分別回収し、プラスチック類のリサイクルを推進します。	環境政策局	資源循環推進課
		2-39	「世界一美しいまち・京都」の推進	「京都市まちの美化推進事業団」と連携し、定期的な清掃活動を実施します。 また、「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」に基づき、屋外における自動販売機設置に伴う飲料容器の回収容器の設置を徹底し、ペットボトル容器の散乱を防止します。	環境政策局	まち美化推進課
		2-40	市民・事業者等による自主的な美化活動の推進	自主的な美化活動の定着及びまちの美化意識の高揚を図る美化パスポート事業を実施するとともに、自主的な美化活動を行う市民・団体等にごみ袋の給付や清掃用具の貸与、回収ごみの収集等を支援することで、プラスチックごみの散乱を防止します。	環境政策局	まち美化推進課
		2-41	不法投棄・散乱ごみ対策	特にごみが多く発生する季節や観光地等の場所において、街頭ごみ容器を設置するとともに、週末やイベント等に合わせて、街頭ごみ容器から使い捨てプラスチックなどのごみが溢れることがないよう収集します。	環境政策局	まち美化推進課
		2-42	洛西の河川を美しくする会	洛西支所管内の7学区・地域の自治会で組織された「洛西の河川を美しくする会」が、毎年5月に啓発活動、5月・7月に分かれて河川の美化清掃活動を実施しています。	洛西支所	地域力推進室
す(6)る地 緩球和温 策暖と化適に 応対		2-43	京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>の推進	「2050年CO2排出量正味ゼロ」に向けて、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することを中間目標に掲げ、ライフスタイル・ビジネス・エネルギー・モビリティの各分野について、CO2が排出しないものへの転換や森林・農地などの吸収源対策等に取り組むとともに、気候変動による影響に対応していく適応策についても推進します。	環境政策局	地球温暖化対策室
		2-44	京都気候変動適応センター	京都府や総合地球環境学研究所との連携のもと設置した「京都気候変動適応センター」において、気候変動影響に関する情報収集や分析等を行います。	環境政策局	地球温暖化対策室

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標3】生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る。	(1)エシカル消費の推進	3-1	2050年CO ₂ ゼロをめざす再エネ最大化アクション	「2050年CO ₂ 排出量正味ゼロ」に向けて、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大が不可欠であり、再エネを創るだけでなく、再エネ由来電気の利用促進など「選んで使う」という視点においても、再エネの更なる普及拡大を図ります。	環境政策局	地球温暖化対策室
		3-2	2050年CO ₂ ゼロをめざす脱炭素ライフスタイル推進事業	「2050年CO ₂ 排出量正味ゼロ」に向けて、地球温暖化対策の重点施策として位置付けている「ライフスタイルの転換」として、「京都版・脱炭素ライフスタイル」像を構築し、市民に取り組んでいただく仕掛けの創出及び実証と社会実装の推進を目指します。また、よりオープンに新たな事業者等が参画できる「2050京都プラットフォーム」の創設により、事業者等の協働・連携を促して脱炭素の取組を広げます。	環境政策局	地球温暖化対策室
		3-3	エシカル消費の普及促進	人や社会・環境・地域に配慮した消費行動をすることにより、公正で持続可能な地域社会づくりを進めていくこうとする「エシカル消費（倫理的消費）」の理念を、事業者等と連携して広く紹介・普及することで、市民一人一人の主体的な実践につなげます。	文化市民局	消費生活総合センター
		3-4	京の旬野菜の振興	地元の農産物を旬の時期に食べることは、栄養価が高く、エネルギー消費の面からも環境に優しい農業につながるため、最も栄養価の高い旬の時期の市内産野菜（京の旬野菜）を市民に供給する体制を整備するとともに、京の旬野菜のPRやレシピ等の配布による食べ方の提案等を通じて、市民のエコで健康な食生活の実践を推進します。また、京の旬野菜の中で多く栽培されているものについて、残留農薬分析を実施し、京の旬野菜の安全性を確保します。	産業観光局	農林振興室
		3-5	ホームページ「京・けんこうひろば」での総合的な情報発信	ポータルサイト「京・けんこうひろば」の運営により、行事食やおはんざい等の京の伝統に根差した料理レシピ等の紹介や、健康づくり、地産地消の推進、環境負荷の軽減、食文化の継承、食品の安全性など、食に関する様々な情報発信を行い、家庭や地域における主体的な食育の推進を支援します。	保健福祉局	健康長寿企画課
		3-6	京都京北米「新米」の学校給食での使用	地域的魅力発信や地産地消、食育の更なる充実に向け、右京区京北地域の地域団体等で構成される「京都京北・農山村未来かがやき創生推進協議会」が教育委員会事務局と連携し、米飯給食を実施している全ての市立小学校・中学校・中学校において京都京北米「新米」を1日限定で使用します。	産業観光局	農林振興室
		3-7	「KYOTO Vege Style」での情報発信	ホームページ「KYOTO Vege Style」の運営により、市内で生産された農産物をより多くの市民に知っていただけたため、市内の農家や直売所、レシピなどの情報発信を行います。	産業観光局	農林振興室
		1-8	京菓子ハレモケモ。【再掲】	京都らしい「和菓子」をテーマに、地産地消や、地域の歴史や季節の移り変わりとの関係性などを知っていただくため、和菓子にまつわる謎解きやクイズ、パネル展示等を実施します。また、各種事業を通じて「和菓子」が今後も継続していくために、自然環境や資源の重要性についても考えるきっかけとなるような事業展開を目指します。	上京区役所	地域力推進室
		1-30	農林水産業と環境をつなぐ生態系ネットワーク再構築事業【再掲】	生態系ネットワークの結節点となる農地に着目し、農地と周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築するとともに、環境に配慮した農作物の高付加価値化を図るために、先進事例の創出を図ります。 また、河川をはじめとする水系を基軸とした生態系ネットワークの重要性を再認識し、淀川流域全体の連携促進を目指します。	環境政策局	環境保全創造課
【目標3】生物多様性転換に力を図る。たゞ	(2)自然とのふれあいや学習の機会の充実	3-8	里山たいけん隊～京都の自然と、私たちとのつながりを知ろう！～	親子（小学3～6年生）が市内の田んぼや里山において、農業体験や生きもの観察などにより、自然と私たちの暮らしの関係を学ぶ事業を実施します。	環境政策局	地球温暖化対策室
		3-9	環境副読本の作成	環境問題への理解を深めるため、生物多様性をはじめとした京都の自然環境について記載した「環境副読本」を市内の全小中学校に配布します。	環境政策局	地球温暖化対策室
		3-10	地域生きもの探偵団（小学校での自然観察）	児童が生物多様性の大切さや地域の豊かな自然環境について学ぶことを目的として、市立小学校の授業での自然観察会「地域生きもの探偵団」を開催し、開催場所に合った講師を派遣します。 また、周知の強化や経験に応じた支援体制の拡充など、自然観察会を体験できる学校を拡大するとともに、事業対象を拡大し、町内会など地域の方々が自然に触れ、「原体験」を得る機会の創出を支援します。	環境政策局	環境保全創造課 北部環境共生センター 南部環境共生センター
		3-11	さすてな京都での「自然との共生」の学習プログラム	南部クリーンセンターに併設された環境学習施設「さすてな京都」では、ビオトープに京都ゆかりの植物を育成するとともに、ビオトープを活用した学習プログラムや生物多様性に関連する学習プログラムを実施します。	環境政策局	南部クリーンセンター

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標3】生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る。	(2)自然とのふれあいや学習の機会の充実	3-12	未来の農業サポーター育成事業	次代を担う子どもたちを対象とした、農作物の作付から管理、収穫に至る農作業の体験により、地元農家と触れ合う機会を提供します。	産業観光局	農林振興室
		3-13	自然への触れ合い環境である桂坂野鳥遊園への支援	西京区桂坂の山林において、池を中心に湿地・ススキやクマ笹等を配置した平地、樹林など、多数の野鳥が快適に生活できる生態環境を整えた「バード・サンクチュアリ」と自然林の中に散策路を配置した「裏山ゾーン」において、児童やその家族等が自然や野鳥の観察を行う「桂坂野鳥遊園」の運営に対して助成を行います。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課
		3-14	自然遊びプログラムによる総合的な環境学習の推進	宝が池公園子どもの楽園などで、子どもたちが自然とのふれあいを体感するとともに、3世代交流を通じて地域の自然環境及び歴史文化を学ぶ総合的な環境学習を推進します。	建設局	みどり政策推進室 ((公財) 京都市都市緑化協会)
		3-15	事業者等との連携による食育授業	事業者や団体と連携し、市立小学校において野菜の栽培等を通じて、子どもたちに食物を育てる大変さや喜びを体験させ、食に対する興味・関心を高めさせることを目的として、食育授業を実施するとともに、事業者の農場を活用した栽培・収穫体験も実施します。	教育委員会事務局	学校指導課（初中）
		3-16	京都市環境教育スタンダード・ガイドラインの作成	「京都市環境教育スタンダード・ガイドライン」の作成により、教科等を超えた横断的・総合的に推進すべき環境教育について、小中一貫して環境を学ぶ仕組みを整備します。	教育委員会事務局	学校指導課（社会連携・初中）
		3-17	新・環境宣言の策定	各校が環境教育の基本方針として地域の特色をいかして策定している「環境宣言」について、平成29年12月に京都議定書誕生20周年を記念して開催された「地球環境京都会議」において、持続可能な都市文明の構築を目指した京都宣言が発信されたことを踏まえ、平成30年度以降は、全市立学校において、SDGsの観点も踏まえた「新・環境宣言」を策定しています。	教育委員会事務局	学校指導課（社会連携）
		3-18	京都水族館による環境学習事業	京都水族館に展示されている生物を通して、子どもたちが環境問題について学ぶ機会として、幼稚園や小学校において、京都水族館の職員による出前授業を実施します。	教育委員会事務局	学校指導課（社会連携）
		3-19	自然観察指導のための教職員研修	教職員が生物多様性等の教育課題に適切に対応できるよう、フィールドワークや自然観察指導等の内容を含んだ教職員研修を実施します。	教育委員会事務局	総合教育センター 研修課
		3-20	青少年科学センターでの展示エリア「いきもの研究室」を活用した公開	夏休み特別展「日本と世界のかずらムシ・クワガタムシ大集合」として、カズラムシ・クワガタムシの生体展示と所蔵標本の展示および国产カズラムシのタッチング体験を実施します。	教育委員会事務局	青少年科学センター
		3-21	青少年科学センターでの展示品「むしむしワールド」の公開	オオセンチコガネをはじめとした昆虫標本をもとに、「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」などの「生物多様性」について理解を深めることができる展示品を公開します。	教育委員会事務局	青少年科学センター
		3-22	花背山の家での「宿泊学習・自然体験推進事業」	全市小学校において、2泊3日以上を原則とした花背山の家での「宿泊学習・自然体験推進事業」を実施します。	教育委員会事務局	花背山の家事業課
		3-23	青少年科学センターでの常設展示「京都府レッドデータブックの生物標本展」の公開	かつて存在していた巨椋池産の生物標本や京都府レッドデータブック2015に掲載されている生物標本、パネル展示等を実施します。	教育委員会事務局	青少年科学センター

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
「目標3」 「目標4」 社会変革に向けた仕組みを構築する。 「目標4」 社会変革に向けた仕組みを構築する。	い(2)や自学実習と実の機会のあるもの 拠点(3)の生の学物充実の様	3-24	ガイドブック「しぜんとともに」の作成	保育士・幼稚園教諭や保護者向けの環境学習ガイドブックの周知・啓発に努めます。	環境政策局	環境総務課
		1-7	青少年科学センターでの展示エリア「理科学習エリア」を活用した公開【再掲】	武田薬品工業㈱京都薬用植物園と京都市教育委員会が締結した教育活動の推進のための包括連携協定に基づく取組の一環として、屋外園にチョウの食草や薬用植物について実物を観察しながらチョウと植物の一生の比較やその関わりを学べる「理科学習エリア」を整備、公開します。	教育委員会事務局	青少年科学センター
		3-25	いのちかがやく☆4園館連携事業	京都市動物園、京都府立植物園、京都水族館及び京都市青少年科学センターでは、かけがえのない自然環境の次世代への継承及び体験・啓発を目的として、「きょうど☆いのちかがやく博物館」として連携協定を締結し、様々な交流連携事業を展開します。 令和5年度からは、「きょうと生物多様性センター」や公益財団法人京都市都市緑化協会も連携の輪に加わり、協働でワークショップを行っています。	環境政策局	環境保全創造課等
(1)生 物 企 業 多 活 動 性 に 促 進 し た	4-1	環境影響評価制度の運用	京都市の優れた自然環境の一層の保全に向け、一定規模以上の事業が計画される際には、環境への影響が少ない事業となるよう環境影響評価の実施を事業者に義務付け、計画段階から生物多様性への配慮を求めます。	環境政策局	環境保全創造課	
	1-1	京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度【再掲】	京都らしさや文化を支えてきた生きものの保全、再生及び持続可能な利用の取組を実施する団体を認定し、必要に応じて技術的な支援のための専門家を派遣する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」を推進します。 団体の認定や専門家派遣を行うとともに、個人の方には、ヒオウギやフタバアオイなどの京都の希少な植物を自宅又は武田薬品工業㈱京都薬用植物園内にある「市民の庭」において生息域外保全に取り組んでいただきます。	環境政策局	環境保全創造課	
	4-2	KES認証取得の普及促進	KESは、中小企業にも取り組みやすい京都発祥の環境マネジメントシステムの規格です。 地球温暖化対策や生物多様性保全など、事業者の自主的な環境保全活動を推進するため、KESの解説や登録事業者による取組事例発表等を行うセミナーの開催等を通じ、市内事業者のKES認証取得の普及促進を図ります。	環境政策局	環境保全創造課	
	4-3	大規模事業所への生物多様性の普及・啓発	市内事業用大規模建築物（延べ床面積1,000m ² 以上）の所有者を対象に実施する、廃棄物の減量・発生抑制の啓発業務において、訪問の際に「生物多様性アクションブック」を配布するなど、生物多様性の普及・啓発活動を行います。	環境政策局	北部環境共生センター 南部環境共生センター	
	1-29	自然共生サイトへの認定促進【再掲】	有志の企業・自治体・団体による「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加し、府内関連局区等との連携強化により、本市が参画する保全活動の認定を目指すとともに、「きょうと生物多様性センター」を通じて、企業や民間団体等が実施している保全活動の認定を促進し、認定後も積極的な情報発信等の支援に取り組みます。また、より一層自然共生サイトへの認定を推進するため、申請書の作成支援及びモニタリング計画の策定・調査の実施等の支援事業を実施します。	環境政策局	環境保全創造課	
	4-4	きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度	府市共同の制度として創設した本制度の運用により、民間資金等を活用し、生物多様性の保全活動に取り組む団体等を支援します。	環境政策局	環境保全創造課	
	2-26	市内産木材普及促進事業 ウッド・チェンジ推進事業【再掲】	庁舎等での木材利用による流通体制構築支援や市内産木材地産表示制度の運用・供給体制の強化等により市内産木材普及促進を行います。また、みやこ松木を活用した建築物の木造化・木質化支援やリスキリングによる人材育成、非住宅建築物の木造・木質化の誘導を実施するとともに、団体や事業者との連携による文化観光施設等での木の文化の発信及び機運醸成や北山林業のブランド化、京都の木を使った製品のPR、木育・森林環境学習等によりウッド・チェンジ推進事業を実施します。	産業観光局	農林振興室	
	1-9	京都ゆかりの和の花あふれるまちづくり推進事業【再掲】	京都ゆかりの植物の供給に関わる関係者と連携し、供給体制の構築に向けた現状や課題の確認、要因の分析、解決策の検討を行い、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制を構築します。 また、企業や公共工事等における生物多様性への配慮促進に向け、府内関係部署や事業者と連携し、緑化に係る事例集を作成し、運用します。	環境政策局	環境保全創造課	
	1-30	農林水産業と環境をつなぐ生態系ネットワーク再構築事業【再掲】	生態系ネットワークの結節点となる農地に着目し、農地と周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築するとともに、環境に配慮した農作物の高付加価値化を図るために、先進事例の創出を図ります。 また、河川をはじめとする水系を基軸とした生態系ネットワークの重要性を再認識し、淀川流域全体の連携促進を目指します。	環境政策局	環境保全創造課	
	1-38	京都の自然と伝統文化をつなぐ観光ガイド養成事業【再掲】	サステナブルツーリズムのプログラムを造成する観光ガイドを養成するため、サステナブルツーリズムの概論やガイドに求められる知識、ツアーコードのポイントなどを学ぶ人材育成講座を実施するとともに、受講者を案内するモデルプログラムを開発し、受講者が体験して学ぶモニターツアーを実施する支援事業を行います。	環境政策局	環境保全創造課	

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標4】社会変革に向けた仕組みを構築する。	(2) 公共施設・公共事業における配慮	4-5	京エコロジーセンター屋上のビオトープ活用	京エコロジーセンターの屋上にあるビオトープを、生きものと人とのつながりを学ぶ場として、ボランティアと共に維持・管理を行います。	環境政策局	地球温暖化対策室
		4-6	「京都市公共建築物脱炭素仕様」に基づく緑化等の推進	公共建築物の整備においては、環境に配慮した設計仕様として「京都市公共建築物脱炭素仕様」を策定・運用します。建築物の高断熱化や省エネ化、緑化等に取り組むことにより、生物多様性に寄与します。	都市計画局	公共建築企画課
		1-9	京都ゆかりの和の花あふれるまちづくり推進事業【再掲】	京都ゆかりの植物の供給に関わる関係者と連携し、供給体制の構築に向けた現状や課題の確認、要因の分析、解決策の検討を行い、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制を構築します。 また、企業や公共工事等における生物多様性への配慮促進に向け、府内関係部署や事業者と連携し、緑化に係る事例集を作成し、運用します。	環境政策局	環境保全創造課
		1-30	農林水産業と環境をつなぐ生態系ネットワーク再構築事業【再掲】	生態系ネットワークの結節点となる農地に着目し、農地と周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築するとともに、環境に配慮した農作物の高付加価値化を図るために、先進事例の創出を図ります。 また、河川をはじめとする水系を基軸とした生態系ネットワークの重要性を再認識し、淀川流域全体の連携促進を目指します。	環境政策局	環境保全創造課
	(3) 生物多様性保全のネットワーク形成の	4-7	京都環境賞	生物多様性の保全活動等、環境の保全に貢献する活動を実践している個人、団体を表彰することにより、環境に関する市民の関心を高め、様々な実践活動の更なる推進を図ります。	環境政策局	環境保全創造課
		4-8	京都市生物多様性プラン(2021-2030)の推進に係る活動交流会	生物多様性保全に係る活動団体、事業者等による取組を推進するとともに、市民の生物多様性保全に係る理解を深め、行動を促進することを目的として、研究者及び活動団体等による研究及び活動内容を共有し交流する活動交流会を開催します。	環境政策局	環境保全創造課
		4-9	京の生物多様性担い手宣言制度	生物多様性保全のために行動する人（担い手）を増やすため、様々な主体が取り組める行動例を示し、できる取組を宣言してもらう「京の生物多様性担い手宣言制度」を運用します。宣言者に対して、宣言内容に応じたイベントや講座等の情報をメール等で随時提供することにより、行動を促進します。	環境政策局	環境保全創造課
		1-9	京都ゆかりの和の花あふれるまちづくり推進事業【再掲】	京都ゆかりの植物の供給に関わる関係者と連携し、供給体制の構築に向けた現状や課題の確認、要因の分析、解決策の検討を行い、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制を構築します。 また、企業や公共工事等における生物多様性への配慮促進に向け、府内関係部署や事業者と連携し、緑化に係る事例集を作成し、運用します。	環境政策局	環境保全創造課
		1-30	農林水産業と環境をつなぐ生態系ネットワーク再構築事業【再掲】	生態系ネットワークの結節点となる農地に着目し、農地と周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築するとともに、環境に配慮した農作物の高付加価値化を図るために、先進事例の創出を図ります。 また、河川をはじめとする水系を基軸とした生態系ネットワークの重要性を再認識し、淀川流域全体の連携促進を目指します。	環境政策局	環境保全創造課
		1-38	京都の自然と伝統文化をつなぐ観光ガイド養成事業【再掲】	サステナブルツーリズムのプログラムを造成する観光ガイドを養成するため、サステナブルツーリズムの概論やガイドに求められる知識、ツアーコードのポイントなどを学ぶ人材育成講座を実施するとともに、受講者を案内するモデルプログラムを開発し、受講者が体験して学ぶモニターツアーを実施する支援事業を行います。	環境政策局	環境保全創造課
	(4) 情報の集約・発信	4-10	ポータルサイト「京・生きものミュージアム」	生物多様性に関する情報の収集・発信の場をはじめ、保全活動を行う事業者及び団体と活動に興味がある人をつなぐ場として、本ポータルサイトを運営します。	環境政策局	環境保全創造課
		4-11	SNSでの情報発信	SNSを通じて、本市主催の関連イベントの情報のほか、生物多様性関連の情報について積極的に情報発信を行います。	環境政策局	環境保全創造課
		4-12	生物多様性に係る現状の継続的かつ効果的な把握	研究者や活動団体等と協力し、市内の生物多様性の現状把握を進め、優先的に保全すべき地域・動植物の見える化等、行動を起こすきっかけを創出します。	環境政策局	環境保全創造課

施策に基づく取組

2030年度目標	施策	No.	事業名	事業概要	担当部署	
					局区等	所属
【目標組4】 「た め に 社会 構 築 す 革 る。 向 け	(5) 知 見 の 集 積	4-13	京の生きもの生息調査	市内で見られる生きものの生息状況を調査し、本市の緑や水辺の豊かさ等の自然環境の現状を把握するため、市民参加型調査を実施します。	環境政策局	環境保全創造課
		4-14	「いのちの森」のモニタリング活動とモニタリンググループとの連携・支援	梅小路公園内の「いのちの森」は、都市空間に自然の生態系を復元した貴重なビオトープであり、専門家及び市民によるモニタリング活動が行われています。梅小路公園の指定管理者と「いのちの森」モニタリンググループとの連携・支援により、自然観察会の定例開催や「いのちの森」の案内ガイドの養成等を行います。	建設局	みどり政策推進室 （（公財）京都市都市緑化協会）
		4-12	生物多様性に係る現状の継続的かつ効果的な把握【再掲】	研究者や活動団体等と協力し、市の生物多様性の現状把握を進め、優先的に保全すべき地域・動植物の見える化等、行動を起こすきっかけを創出します。	環境政策局	環境保全創造課
【目標1】 【目標4】		5-1	きょうと生物多様性センター	京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、「きょうと生物多様性センター」を設置し、本部事務機能やコーディネートなどを担う本部オフィス、ネットワーク形成や情報発信などを行う交流オフィス及び生物多様性情報の集積・データベース化などを行う情報オフィスの3拠点を設け、「収集」「利活用」「継承」をテーマに、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を推進します。	環境政策局	環境保全創造課 北部環境共生センター
		5-2	生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業	京都の自然や生きものだけでなく、文化や暮らしに関する情報を幅広く募集・収集し、それらのつながりが分かるように関連付けて整理し、ポータルサイトで公開します。また、整理した情報を活用し、共通の興味・課題等を持つ方を集め、交流する場を創出し、コミュニティ化するとともに、京都の文化や暮らしと自然や生きものとのつながりを知り、体験するイベントを企画し、交流を促進することで、認知や行動変容の促進を図ります。	環境政策局	環境保全創造課
		5-3	推進プロジェクト【森】 チマキザサの再生【再掲】	絶滅の危機に瀕した左京区北部山間地域のチマキザサが再生し、祇園祭や和菓子、京料理に継続して活用されることを目標に、チマキザサ再生環境整備、担い手確保、技術承継支援、普及啓発等の活動を実施します。	左京区役所 産業観光局 環境政策局	地域力推進室 農林振興室 環境保全創造課
		5-4	推進プロジェクト【森】 東山の森づくり	サポーター、経済界、文化団体、学識者及び行政で構成する「京都伝統文化の森推進協議会」と協働し、東山等において多様な動植物が見られる生物多様性豊かな森づくりを推進します。	環境政策局	環境保全創造課
		5-5	推進プロジェクト【森】 西山の自然環境保全	小塩山及び大原野森林公园における保全活動団体と協働し、希少な動植物が生息する西山の自然環境保全を推進します。	環境政策局	環境保全創造課
		5-6	推進プロジェクト【里】 環境保全型農業の推進	環境に配慮した農産物の生産・消費を促進することで、生物多様性保全機能をはじめとした、多面的機能が発揮される持続可能な農業を推進します。	環境政策局	環境保全創造課
		5-7	推進プロジェクト【街】 「宝が池の森」の保全・再生・利活用	「「宝が池の森」保全再生協議会」と協働し、宝が池とその周辺の森の保全・再生・利活用の取組を推進します。	環境政策局	環境保全創造課
		5-8	推進プロジェクト【川】 天然アユなどの川の恵みを豊かにする活動推進	「京の川の恵みを活かす会」等と協働し、アユ等が生息できる環境作りや持続可能な利用を推進します。	環境政策局	環境保全創造課
		5-9	推進プロジェクト【京都らしさ】 「京都らしさ」を支える生物資源調査	京都らしさ（伝統、文化、産業、景観等）を支える生物資源の現状等を把握し、保全・回復の取組を講じることで、生物資源の持続可能な利用を図ります。	環境政策局	環境保全創造課

